

第4回日野町議会定例会会議録

令和4年6月16日（第4日）

開会 9時00分

散会 13時45分

1. 出席議員（13名）

1番	野 矢 貴 之	9番	谷 成 隆
2番	山 本 秀 喜	10番	中 西 佳 子
3番	高 橋 源三郎	11番	齋 藤 光 弘
4番	加 藤 和 幸	12番	西 澤 正 治
6番	後 藤 勇 樹	13番	池 元 法 子
7番	奥 平 英 雄	14番	杉 浦 和 人
8番	山 田 人 志		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

な し

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町 長	堀 江 和 博	副 町 長	津 田 誠 司
教 育 長	安 田 寛 次	総務政策主監	澤 村 栄 治
厚生主監	池 内 潔	産業建設主監	福 本 修 一
教育次長	宇 田 達 夫	総務課長	正 木 博 之
税務課長	山 口 明 一	企画振興課長	小 島 勝
住民課長	山 田 甚 吉	住民課主席参事	奥 野 彰 久
福祉保健課長	福 田 文 彦	子ども支援課長	柴 田 和 英
長寿福祉課長	吉 澤 増 穂	農林課長	吉 村 俊 哲
商工観光課長	園 城 久 志	建設計画課長	嶋 村 和 典
会計管理者	山 田 敏 之	生涯学習課長	加 納 治 夫
学校教育課主席参事	岩 脇 俊 博		

4. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	吉 澤 利 夫	議会事務局書記	奥 野 博 志
--------	---------	---------	---------

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

1 3 番	池元	法子君
1 番	野矢	貴之君
6 番	後藤	勇樹君

会議の概要

－開会 9時00分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。
一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、企画振興課長と福祉保健課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） 皆さんおはようございます。

昨日、齋藤議員の一般質問の中で、わたむき自動車プロジェクトに係ります、昨年度に実施しました通学バスと通勤バスのかかった金額につきまして、一部説明不足なところがありましたので、説明させていただきます。

まず、通勤バスの部分につきましては、借上げ費として87万円余りかかるというお話をさせていただいたと思います。それに加えて、通勤バスで300万円余りというお話をさせていただきましたが、この通勤バスのところには、湖南サンライズから必佐小学校、その後、日野駅、オーケーエム、ダイフクを経由するというところで、通勤バスと通学バスを一体的に運行した便が含まれておりましたので、その分が含まれていたということでご了承いただきたいと思います。

なお、一体的な1つの便として運行していますので、金額的に切り分けというのはなかなか難しいということで、ご理解いただければというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 続いて、福祉保健課長。

福祉保健課長（福田文彦君） おはようございます。

私も昨日、中西議員のほうから、子どもの検査視力についての一般質問の中で、検査費用が有償か無償かということで、後でお答えするというので、今日お答えさせていただきたいと思います。

まず、検査にかかる費用、結論をまず言いますと、お母さんですとかご家族ですとかご本人さんの負担はございません。

ただ、有償か無償かという話になってきますと、検査に係る診察代ですとか、あと検査費用代、これは保険適用ということでお金が必要になってくるんですが、自己負担の分は、乳幼児の方なので、皆さんマル福をお持ちなので、ご負担がないということになります。

また、あと、町のほうで検査の結果が返ってくる文書があるんですが、その文書料につきましても、文書料なので病院によって取扱いが異なるということではある

んですけれども、町から検査依頼を行わせていただきました県内の医療機関さんにおいて、今まで町のほうに文書料としてご請求いただいたことはないということでございますので、ご報告申し上げます。

議長（杉浦和人君） 本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

15日に引き続き、一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

13番、池元法子君。

13番（池元法子君） おはようございます。

それでは、私から3点にわたり分割で質問いたしますので、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

まず、1つ目は、農村集落排水事業の賠償についての問題です。

これは、前3月定例会の全員協議会においてこの件の報告があり、その定例会で問題点を質疑した件です。今回、一般質問でしっかりとお尋ねしたいと思います。職員の過失によって損害が発生することは誠に残念なことです。今回のことを検証し、再発防止に努めていただきたいと思います。

そこで、次の点を質問いたします。

この事態の一連の経過について。

1つ目は、消費税をいつまでに、いくら申告し、納入しなければならなかったのか。

2つ目に、税務署とのやり取り、課内の対応、総務課や町長、副町長への報告、協議はいつ行われたのか。

3つ目に、消費税の納入や、それが遅れたことによる加算税は公金でいつ支出したのか。

職員はいつ弁償金を町に支払ったのか。

これらの概略を明らかにしていただきたいと思います。

そして、次、地方自治法243条の2の2で、職員の賠償責任が規定されております。「故意または重大な過失によって地方公共団体に損害を与えたときは、損害を賠償しなければならない」とされています。さらに、同条2項では「損害が2人以上の職員の行為によって生じたものであるときは、その職分に応じ、原因の程度に応じ賠償の責めに任ずるものとする」、同条3項で、「監査委員に対し、賠償責任の有無および賠償額の決定を求め、その決定に基づき賠償を命じなければならない」とあります。

ところが、今回はこの職員の弁償、それも過失を犯した職員ではない職員によっての処理がされています。町長は、なぜこのような対応を認めておられるのか、伺います。

議長（杉浦和人君） 13番、池元法子君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） おはようございます。

ただいまは、農業集落排水事業の賠償についてご質問を頂きました。消費税の申告納付ができていなかったことにつきまして、改めておわびを申し上げます。

一連の経過のうち、令和2年度分の消費税の申告と納付の期限は令和3年9月30日でありました。税務署とのやり取りは、9月29日に担当職員が申告書を持参いたしました。電子申告に移行したこと等から、修正の上、翌9月30日までに電子申告するよう指導を受けております。

担当職員の病気休暇、和歌山市の水道橋崩落事故に係る上下水道課職員による応援給水活動なども重なり、結果、申告事務が滞り、11月15日に税務署から、消費税の確定申告ができていないと連絡があり、課長が税務署に確認し、無申告であること、無申告加算税が課せられることを知るに至ったものです。これを受け、直ちに課長が前任者に申告事務の遂行を指示し、11月19日に電子申告を完了しております。

内部への報告、協議につきましては、11月29日に副町長、総務政策主幹、総務課長、総務課参事へ、また、12月24日には私、副町長、総務政策主監、総務課長等が出席する中で、それぞれ上下水道課から状況報告を受けました。

町からの消費税の納付につきましては、確定額382万2,700円のうち、中間納付額および9月30日に納付した分の残額101万2,200円を11月29日に納付し、無申告加算税11万4,000円は12月21日に、延滞税4,100円は1月7日にそれぞれ納付しております。

職員は12月13日に無申告加算税分を、12月27日には延滞税分をそれぞれ町へ自主納付しております。

次に、職員の弁償につきましては、地方自治法に基づく方法もありましたが、今回の件は担当職員の過失だけでなく、組織として適切な指揮命令、情報共有などを怠ったことによるものであり、その責任を重く感じた職員が自主的に納付したものでございました。

職場のコミュニケーションの活性化や業務の進行管理、情報の共有など、職員が安心して職務に精励できる環境をつくることが責務と考えており、しっかりと取り組みたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） 再質問をさせていただきます。

賠償責任は故意または重大な過失の場合に限定されています。3月議会の総務主監の答弁で、顧問弁護士は「軽くない過失」と言われたと言いますが、逆に言えば、法律用語である「重大な過失」と言われなかったということです。つまり、重大な過失ではない可能性があるということですが、そのことについてはいかがが思われて

いるのでしょうか。

以前に、町民の理解が得られない、住民監査請求の対象になるから弁償したという説明もありました。今の答弁で、職員の弁償については、地方自治法に基づく方法もあったが、職員が自主的に納付したということです。11月29日の副町長を含む報告、協議の場で、法律に基づく方法と自主的納付のこの2つの方法について協議され、自主的納付にという形にされたのでしょうか。それもお尋ねいたします。

住民監査請求は、基本的に1年以内なら対象にすることができます。これは監査委員にされるものです。つまり、賠償責任が妥当かどうかという判断と住民監査請求の判断は同じく監査委員がされるものです。監査委員が職員に求償すべきでない判断する内容であれば、住民監査請求がされた場合も求償する必要はないと判断されます。町長の恣意的な判断を避けるため、監査委員の判断に委ねられているものです。

まして、賠償責任が2人以上となれば、その責任度合いの判断も必要になります。職員の自主的納付は、2人以上の責任度合いに応じてされたのでしょうか。

また、3月議会で、前の総務主監であります、「本来、監査委員に報告し、判断いただき、賠償請求するのかどうかの判断になる。また、監査委員に報告しなかったのは、納期限の問題などいろいろなことがあってできなかった」というふうに答弁されています。

しかし、加算税の支出は公費で支出し、その後、賠償すべきであれば済むことです。税務署への納期があったから手続できなかったという言い訳は成り立ちません。本来しなければならなかったと考えるのであれば、今からでも正規の手続をすべきではないでしょうか。

この問題については、3月議会の質疑でも私は言いました。その後、この3か月の間、庁内でのその話合いは全く行われなかったのでしょうか。

以上、再質問をさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（福本修一君） おはようございます。

ただいま、池元議員から再質問を頂戴いたしました。

賠償の責任の度合いにつきまして顧問弁護士にご判断いただいたところでは、「軽くない責任」という判断を頂いているところではございます。軽くない判断を、逆に言いますと重大でないというふうに見るかどうかというところが非常に難しいところがあるというふうに思います。私ども事務方にとりましては非常に重大な課題であったというふうに思っております。

それはなぜかといいますと、職員個人が申告を怠ったということにさせてしまった状況はどうであったのかというところを見ましたときに、非常に、その上司であ

ります者が、課長補佐、参事、課長とおるわけですが、それぞれがその進行管理でありましたりとかというところをしっかりと把握し、適切な指導、もしくは業務自体を他の者にさせる、自分がするという事柄も含めまして判断すべきだったというところから、重大と言えるかどうかは分かりませんが、軽くはない、しっかりと責任を果たすべきものであったというふうに認識しております。

そして、職員が弁償したことに関しましては、法に基づく方法、そして、自主納付というところからいろいろ手続があるかと思っております。これは本来は、国家賠償法ではやはり個人の責任を問うというのではなく、その責は公共団体が負うということが国家賠償法の第1条に書かれているかと思っております。

しかし、その責任につきましてはその第2項で、その職員に請求することを決してしないと禁じているものではないというところが地方自治法に書かれていることかというふうに考えております。

そういう中で、ここの部分につきましては、自主納付につきまして、その経過をやはり1つお話しさせていただきますと、やはり、農業集落排水事業につきましては、一般会計からの繰り出しもございますけれども、使用料で賄っている受益者がおいでになっての事業でございます。

そういう中で、今回の職員の、個人ではなく上下水道課としての対応が適切であったかどうかと見たときに、その納付を皆さん方の使用料で賄うということについては非常に申し訳ないと、そして、当時の上下水道課の状況を見ますと、やはり課長としての責任を非常に痛感したというところがございます。

11月29日に、副町長以下で協議をさせていただいております。時間がそこから、11月15日に税務署とのやり取りの中で無申告であったことが判明したわけですが、その2週間の間は事務方でも協議をしております。

その中では幾つかの方法を、国家賠償法、そして地方自治法に基づく手続というところがある中で、やはり自主納付というところについても、申し訳ないというその強い思いから、自主納付するという判断を課長がしたところでございます。

2人以上の意思があったかというところにつきましては、個々の聞き取りをまだ十分できておりませんので、ただ、今聞いているところでは、それぞれの職員はそれぞれに責任を感じていたというところは確認しておりますので、ただ、納付につきましては、課長であった職員の判断により自主納付したものでございます。

そして、監査委員さんに判断を求めることと、その時間がなかったということと、自主納付の関係ということで、自主納付した場合に、やはり監査委員さんに町に賠償があったかどうかということをご確認いただくということが存在しなくなってしまいます。ということから、その判断につきましては、判断を求める時間がなかったといえますか、課長の強い思いもございましたし、納期ももちろんあったかと

いうふうに思いますし、そういったところで判断されたものであります。

時間がなかったというところにつきましては、その表現といいますか、それが適切であったかどうかということは、判断といいますのは非常に難しいところがあったらうというふうに思っております。納期があったから、そして、納期で納めてしまうことが使用料で負担いただくということになりかねないというところから自主納付をしたというところでございます。

そして、先ほどの、監査委員さんに判断を求めることについて、今からでもというところでございますけども、弁償された場合には、町に損害を与えたという事態がなくなっておりますので、その時点で判断を求める事案が存在しないということになろうかというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） 再々質問をさせていただきます。

今、課長が答弁されました。前回は職員の一番上司という責任者であるんでしょ、総務政策主監が答えられました。今回、課長さんが答弁をされたというのが、もう課に全部任せてしまっている、課の問題としてしているんじゃないかなというふうにも思うんです。

これ、町長についてお尋ねしたいんですけども、職員の賠償責任が生じるかどうか、さっきも言いました、重大な過失であるということを言いましたけれども、それが重大であるかどうかはちょっと分からんけども軽くはないからということ、また、2人以上の責任の度合いというものについても、まだその職員が帰っていないからというようなことで答弁されました。

11月29日の時点で、町として重大な過失という一番のポイントを判断することなく、町民の理解が得られないからとか公費で支出できないという判断をして、法的に職員に賠償を求めるのではなく、自主的な納付、自分から、寄附しますよみたいなのと一緒ですよ、自主的な納付というのは。そういうような感じにしています。

自主的な納付を町当局が強調されますけれども、自主的といった形を取ったにすぎないもので、町民の理解が得られないとか住民監査請求の対象になると言われれば、職員は弁償しますと言わざるを得ないのではないのでしょうか。また、責任を感じておられる人であれば、余計そうだと思います。

でも、これが前提となれば、故意または重大な過失かどうかの判断もされることなく、個人の判断によって弁償せざるを得なくなってしまう。これでは安心して職務執行ができず、萎縮し、積極的な職務遂行をちゅうちょする原因になりかねません。

今からでも正規の手続。正規の手続です。今されているのがどうかということじ

ゃなくて、正規の手続、これはちゃんとルールに沿った判断をし、手続をすると。もう監査委員の手を離れているという、そんなばかなことはないと思います。今からでも正規の手続によって対応がなぜできないのか、町長にお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） まず、総務政策主監、経過を。

総務政策主監（澤村栄治君） ただいま再々質問を受けました件につきまして、ご答弁申し上げます。

当時、私も総務課長をしておりまして、そのときに担当課のほうからもご相談は当然受けております。その中で、担当課の思いが一番、どういう手続があるかという部分についても、当然、地方自治法にのっとる損害賠償というのはあるという説明をする中において、ただ、担当課の思いとしましては、やはり先ほど、産業建設主監が答弁しましたように、やはり、職員のミスによって住民さんに負担を強いることになる。結局、例えば10万円の追徴が必要になった部分については、その部分について、じゃ、どれが財源になるのかと考えたときには、使用料が財源になってしまうということになっておりまして、そうすると、使用料ということは住民さんへ負担転嫁されると、こういうことになるということを担当課として大変心配されました。

そうした中で、手続の説明もさせていただいたんですけども、ただ、自主納付というものはございますけれども、その自主納付というのは、あくまでもこれは強制的なものやないという説明もする中において自主納付されたというようには認識しております。

あと、監査委員さんに対して正規手続をすべきと、こういうご質問だったかなというふうに思うんですけども、この部分については、監査委員さんについては、これらの事務の流れについては、総務課としまして、また、担当課としても説明をしました。その中で、監査委員さんについては一定報告が終わっているというように思っておりますので、現段階において、実質に自主納付された結果においては、改めてする必要はないと、このように判断しております。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（福本修一君） 先ほど、賠償責任のことと自主納付の関係で分かりにくい説明だったかなというふうに思います。

町に与えた損害について、加害行為に関連しまして、反対給付、それを何らかの方法で回収することがありましたら、町の負担によらず回復したこととみなされるということで損害はないというふうに解される、それはつまり、公費によらず町へ納入されれば損害ないものと解されるというところがございます。今回は、今、総務政策主監が申し上げました、監査委員さんに報告といいますか、これから戻ってというところはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

ただ、弁償金は職員個人が1人で今支払っておりますので、その支払い方法につきましては、どういう方法があるのか、その関連職員の意向なり、しっかり確認する中で慎重に対応していかなければならないものと思っておりますし、また、監査委員さんにつきまして、こういう処理といいますか、こういう対応をしたということはしっかりとご報告を申し上げていきたいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 池元議員さんが懸念いただいている、職員の萎縮につながるいかということ、当然、我々もそれを判断している過程の中で、大変、危惧といいますか、そこは我々にとっても重大な部分でありますので、大変気にした中で、先ほど両主監が答弁申しあげました経緯の中での判断で、最終的なこういう判断をさせていただいたという経緯でございます。

今後、やはりこういった事案、よくテレビでプールの水を流しっ放しにして、教職員さんが全額、例えば100万円とか何百万円をお支払いになったというのが、たまに新聞で話題にもなったりします。

職務の中で、どうしてもそういった状況にどこまで賠償をしていくのかということ、これは非常に難しい、我々の業務の中では難しい部分であると思っておりますので、今後、一定の基準、基準がどういったものができるか分かりませんが、弁護士の先生方にもご助言を頂く中で、萎縮につながる部分というのはやはり考えていかなければいけないと、一定の目安といいますか、目安がつかれるかどうかというのはちょっと難しいんですけども、そこは萎縮につながる方向性というのは、一定、我々の中でも定めておく必要があるのではないかなと感じているところでございます。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） 今いろいろと回答していただきましたけれども、全く私、納得のいかない答弁なんです。なぜかといいますと、どういう方法があるかじゃなくて、まずルールに基づいた、そういう判断をすべきということを私、3月議会にも言いました。正規の手続を取ってほしいということは、ちゃんとそのルールに基づいた。

先ほど町長も、最終的にこういう判断をしたと、一定の基準をどうたらこうたらと言われましたけれども、一定の基準というのは、ちゃんとそういうルールに基づいた、国家賠償責任のところがありますよね。だから、監査委員さんがそのことをきちっと判断すべきやというふうにその中にも書いてあるんです。それが、自主的に納付されたらそれでいい、そういう問題じゃないんです、これは。何かどうも、皆さん、ちゃんとそこら辺を理解されているのか。

これ庁内でいろいろ話し合いをされたときに、監査委員の方はそういうことを言われませんでしたか。この方法はおかしいということは絶対、私、あつてしかるべき

だと思っんですけれども、そのあたりはどうなんでしょう。何かもう、ちゃんとルールに基づいて、何でこういうことができないのかというところが、私はさっぱり理解しがたい、そういうところなんです。

私、町長に答えてほしいと言うたのは、これは監査請求されるべき問題でも、重要な問題でもあるという話を、この3月でしたかしら、全協の中でも話をされました。それをされても、さっきも言うたように、判断をするのは監査委員さんなんです。今こうしたから監査請求されないとは限らないじゃないですか。こういう問題が起こっているということがもう明らかになっているんですから。

その場合に、私なぜ町長にお聞きしたのかというと、やっぱり町長はこの日野町役場の一番トップの責任者なんです。いろんな、自分がしたことではないにしろ、職員がしたことについて、最終的な責任というのはやっぱり町長にあるんです。それはもう町長も副町長もちゃんと分かっておられると思います。その上で何でこんな判断をしはったのかなと。

これはちょっと余談ですけれども、以前に監査請求をされた問題がありました。これは議会の関係だったんですけれども、そのときは、そのときの議員については、これはもう自分らで返さなあかんというような判断をしていたところ、町長が、この問題については日野町議会として行った問題だからということで、町長が全部責任を取られた。それで収まったということがあります。

そういうことから、最終的な責任は町長にあるので、私はこのことを質問したんです。それが何でできないのか。そのことについて、もう一度お尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 池元議員、4回目の質問ですけれども、今回、町長に求めます。

町長、答弁、どうぞ。

町長（堀江和博君） 全責任があるということはもう言うまでもないこととございませし、そういう認識でおります。

報告を受けて、ルールといいますか、こちらも弁護士さんに相談をしながら判断も、法的な部分について、やはり判断もしてきたということとせし、もちろん法的なルールとおっしゃるところもよく理解できますし、そのとおりになんですけれども、やはり一方で、先ほども両主監が申し上げましたとおりに、ミス、また、組織としてのミス、その課内のミスによりまして納付ができていないと、それによって住民の皆様からの税金を余分に支出するといいますか、ということというのは重大なこととせると。

もちろん、弁護士さんは、重大ではないという表現はお使いにならなかったですけれども、先ほども申し上げましたとおりに、現場の中では非常に重大という認識の中で進めてきたこととせりますので、その中での判断であるということとせしご理解い

ただきたいと、そのように思っております。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） 弁護士さんといろんなこととお話しさせていただいている中で、1点だけ確認というか、追加でご説明させていただきたいことがございます。

ルール、正規の手続というお話がございましたけれども、一定、損害賠償というか、故意、重大な過失に基づいて何かあったときには、こういう手続でもって賠償請求をしていくという手続が定められてはいます。ただ、それが正規かどうか、定められているから必ずするというものでもなくて、例えば、個人間で不法行為があったときに賠償請求をするとき、正規の手続というと、裁判をして損害賠償額をその中で確定してやるということですが、それによらずに賠償金を払う場合というのが結構いっぱいあるわけで、今回のケースの場合につきましては、その管理職の、一旦賠償している本人が払いたいということで強い意向をお持ちだったということで、一旦それでさせていただいたというものでございます。

あと、もう1つなんですけれども、こういったケースで職員の処分とかそういう話も出てくるんですけれども、今回、病気休職ということもあって、そちらのほうできていない。正規の手続ということも、そういったことも全部含めて正規の手続だというふうに思っていますので、そこはご理解いただきたいなというふうに思いましたので、ご説明させていただきました。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） 何遍答えていただいても、私はあまり納得ができるような問題ではないんですけれども、行政執行というのは、先ほどから言うていきますように、法令に基づき行うもの。今でしたら地方自治法、これに基づいてまずされると。それが、先にしたことが、あれ、これおかしいなと思ったら、それはいくらでもやり直しができる問題だと、今回の場合は特に、そういうふうに思っております。

住民に対しても職員に対しても公平公正でなければならない、私もいつもそういうふうに言っておりますけど、堀江町長はこの点をちゃんと理解しておられるのかなというふうに思います。

適正な手続によって対応すべきこと、もう質問はできませんので、そのことを指摘して、この質問を終わります。

次に、わたむき自動車プロジェクトについての質問です。

地域公共交通の在り方を検討するとして、わたむき自動車プロジェクトに大きな予算が計上されています。「公共交通で安全に通勤・通学ができる」「どこへでも気軽に出かけられる」「来訪・観光ができる」「安心して帰宅できる」「日野駅を交流・にぎわいの拠点に」など、これ5つの目標として書いておられますけれども、そういうことを目指すべき将来像が掲げられております。

そうなることは理想であります。しかし、そのためには、財源や運行資源、これはバスとか運転手とかそういうものも含まれますけども、それらの多くの課題を解決することが必要であります。そして、それが解決できる課題なのかどうかを見据えた、地に着いた議論や方向性がなければならぬと思います。

前年度に調査、研究、実証実験が行われ、今年度はこの結果を踏まえた具体的な方向性を示す必要があります。

そこで、次の点をお尋ねいたします。

1つ目は、今年2月に実証実験として、借り上げバスで桜川駅からダイフク滋賀事業所まで、日野駅から株式会社オーケーエムまでの通勤バスが運行され、その利用者は1日20人程度と報告されました。ダイフク滋賀事業所は、現在、通勤バスを日田の寮からと近江八幡駅からと運行され、その状況や課題は既に把握されているはずですが、また、これに要する経費も負担されています。

実証実験と現在の通勤バスの状況から、何をどのようにされようと考えておられるのか、そこら辺が不明ですので教えていただきたいと思います。

また、町は企業の協賛金を当てにされているようですが、ダイフク滋賀事業所の現在の通勤バスの経費はどれぐらいで、どのようなイメージを描いておられるのでしょうか。

2つ目に、我が町には第2工業団地もありますが、その団地への通勤バスの実証実験も実施されるのでしょうか。その場合、通勤バスをどのように運行するのか。経費はどれだけかかるのか。運賃収入はどれぐらいで、企業の協賛金は得られるのか。実証実験をするのであれば、何を目的に、何を目指しているのかを明らかにしていただきたいと思います。

通勤バスをターゲットにされているようですが、それぞれの企業の勤務シフトをはじめ、様々な事情がある中で、そもそもニーズがあるのか、ニーズに応えることが財源や運行資源などから見て現実的に可能なのでしょうか、お尋ねいたします。

3つ目に、湖南サンライズの児童を必佐小学校まで送迎する実証実験を今年度も行うということですが、2月に行われた実証実験で結果は得られているものを、さらに同じところで実証実験を行う目的は何なのでしょうか。

4つ目に、次に、新年度予算に提案された遠距離通学バス定期の無償化についてであります。

登校の在り方については、過去のいろいろな経過の中で積み上がってきたものです。スクールガードや見守りなど、教育委員会を中心に、学校、PTA、地域が連携し、努力し、取り組んできたものです。

実証実験との関係かと思われそうですが、既にバス通学をしている児童の定期代を無償化するとされました。徒歩通学をしている児童がバス通学を希望した場合の対応

はどうされるのでしょうか。全ての2キロ以上の通学児童に対して、希望すればバス通学ができることを前提として考えられたのでしょうか。公平性に欠くこのプロジェクトについて、町長の思いをお尋ねいたします。

5つ目に、3月定例会では、公共交通の負担は増加するという答弁がありました。現在は国の補助金で実証実験を行っていますが、補助事業終了後の通常ベースでの財源、これは限られた財源であります。それを考えておくことは当然だと思いますが、当局はそのことを見越した上で取組をされているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 池元議員に申し上げます。昨日の答弁でも何点か重複する点がありましたので、そこは、質問について、答弁についても重複しないように、よろしくお尋ねいたします。町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、わたむき自動車プロジェクトについてご質問を頂きました。

1点目でございますが、ダイフク滋賀事業所では現在、社員送迎のため、JR近江八幡駅から事業所までと、日田の近江寮から事業所までのチャーターバスを運行されているところです。

ダイフク滋賀事業所とオーケーエム滋賀日野工場からはかねてから、公共交通で通勤ができる環境をというご要望を頂いておりましたことから、わたむき自動車プロジェクトにご参加いただき、コロナウイルスのオミクロン株の流行により積極的な呼びかけが極めて厳しい、難しい状況の中でございましたが、実証実験にもご協力いただき、感謝を申し上げますところでございます。

実証実験の結果につきましては、昨日答弁させていただいたとおりではございますが、実証実験で明らかとなった課題とともに、分析を行いました工業団地の通勤に関する人流データをもとに、ルート、ダイヤの再検討を行った上で、次回の実証実験を行い、ダイフク滋賀事業所で実施されています近江八幡駅からの送迎を含めて、公共交通利用の可能性のある通勤者を把握し、公共交通事業者とともに路線化に向けて検討してまいりたいと考えております。

なお、ダイフク滋賀事業所の通勤バスの経費につきましては、個々の事業者様の情報であり、非公表の情報となっております。

2点目の、第2工業団地での実証実験についてですが、第2工業団地の企業協議会には昨年度、説明にお伺いさせていただき、規模の大きなダイフク滋賀事業所から始められてはとのご助言を頂いたところです。

また、ダイフク滋賀事業所、オーケーエム滋賀日野工場につきましては、公共交通での通勤に対して強い要望を頂いておりましたことから、ご協力のもとで実証実験をスタートしたところです。

まずはダイフク滋賀事業所、オーケーエム滋賀日野工場および沿線である第1工業団地での取組を進め、それらの成果を得て、次の段階として第2工業団地での取組を検討させていただければと考えております。

3点目の、湖南サンライズの通学バスでございますが、昨日の答弁にもございましたが、おおむねプラス効果が確認できた一方で、通学時間が短くなったことに伴う課題も確認できたところです。

これを踏まえ、皆様と丁寧にご相談させていただき、運行の在り方について検討してまいりたいと考えております。

4点目の、遠距離通学バス定期の無償化についてでございますが、小学校児童の登校につきましては、地区ごとに長い歴史がある中で、それぞれの経過を経て現在の登校の形があるものと認識しております。その中で、地域の皆さんの協力による見守り活動など、大変ありがたく思っているところでございます。

通学バス定期の無償化につきましては、各家庭への負担も大きく、以前より該当校のPTAより要望を頂いておりました。6年間で15万円を超えるご家庭もあり、兄弟で通われている場合にはなお大きな負担となり、大きな課題であると考えておりました。その中で、本年度に定期代の無償化が実現でき、ありがたく思っているところです。

今後、現在、徒歩による登校をされている地区からバス通学の希望をされていることもあるかと思いますが、地区ごとの思いをお聞きしながら、バスの路線や乗車定員など、丁寧に検討を進めていきたいと考えております。

5点目の、運行経費に対する財源につきましては、昨日答弁いたしましたとおり、様々な財源によりまして持続可能な公共交通体系となるよう、プロジェクトの中で検討を進めてまいりたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど、ダイフクの近江八幡駅からの送迎も含め、公共交通事業者とともに路線化に向けて検討するというふうな答弁がされました。ダイフクが企業として行っている送迎バスを公共交通として路線化するとなれば、先ほども申しました輸送資源、財源との関係で、どのような問題が生じるのか明らかにする必要がありますが、その点はいかがですか。

また、近江鉄道のバスの日野八幡線は音羽までの路線がありますが、日野駅までに縮小したいという近江鉄道の意向もあると聞き及びます。こうしたことに影響が出ないのでしょうか。というのは、お分かりだと思いますけれども、路線化してこちらのほうへバスを走らせると、こっちがなくなるというようなことにならないかということです。

ダイフク、オーケーエムさんの沿線の第1工業団地で取り組み、その後、第2工業団地で取り組むとも、今、返答されましたが、いつまでにそういうことをされるのでしょうか。予定があるのなら、教えてください。

湖南サンライズの実証実験は今年2月にされ、課題も把握されました。さらに実習実験をするということであれば、何を調査するために同じところでされるのか、その目的を質問しました。よろしくをお願いします。

「丁寧に相談をさせていただき、運行の在り方について検討する」という答弁ですが、実証実験ではなく具体的な運行の在り方を検討するのでしょうか、お尋ねいたします。

また、他地区の小学校の通学について、バスの路線や乗車定員などを丁寧に検討を進めていきたいと答弁されていますが、丁寧な検討というのはどのようなものなのでしょうか。

また、地域公共交通の在り方に関する調査研究の資料には、目指すべき将来像として5つが記載されています。それに対応する取組として、第1フェーズ、通勤・通学への対応、第2フェーズ、住民の移動への対応、第3フェーズ、楽しみのための移動、新たなニーズの創出が記載されています。現在の取組は第1フェーズが中心になっております。第2フェーズも本当に大切だと思います。第3フェーズもありますが、これらをいつまでに調査、検討し、いつ頃、見直し、再編するおつもりなのでしょうか。また、現時点ではどのような調査、検討、見直し、再編をイメージされているのでしょうか。分かるところまでお願いします。

ダイフクさんや湖南サンライズなどの第1フェーズのみの見直し、再編を先行させることは、調査、検討に着手できていない第2フェーズ、これは住民の移動への対応、その足かせになる可能性があります。その点はいかがでしょうか。

地域の輸送資源を総動員し云々、地域における移動の可能性を最大に高めると記述されていますが、輸送資源も財源についても無限ではありません。もう限られた財源です。したがって、5つの目指すべき将来像や3つのフェーズについて全体的な調査、検討をした上で、住民生活の充実の視点、これを最優先に順位をつけて、見直し、再編計画を立てるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） ただいま、わたむき自動車プロジェクトに関して、幾つかご質問を頂きました。

まず、ダイフクについて、路線化に向けてどのような問題があるのか明らかにする必要があるというようなところでしたけれども、路線化に向けまして、具体的には、どういった通勤時間になるのか、そういったところは検討させていただいて、ちょっと後のほうのご質問にもかぶってきますし、昨日の答弁にも若干、かなりか

ぶってくるんですけども、ご質問なのであえて答えさせていただきますが、まず、これ全体像としましては、第1フェーズで通勤通学、要は移動していることが明らか部分で、なおかつ定時大量輸送というのが公共交通の本来持っている強みです。

そこが生かせるところをまず生かして、運賃収入なり何なりを確保した上で、その上で第2フェーズ、要は町民さんの移動、生活移動、これにつきましては、これも昨日ご答弁させていただきました、たった1人であっても支えなきゃいけない交通がある。それに対しては、その人以外誰も乗っていない、ほぼ空の状態であっても走らせなければいけない、それが第2フェーズであると思っています。

そして、第3フェーズにつきましては、夜間であるとか土日とか、楽しみのための移動、それがなければ公共交通そのものに対する信頼感が生まれてこない。

オールラウンドで、昨日も答弁しました、マイカーがなくても暮らせる、マイカーに頼らないというマインドを持てるまちづくりというのが大事だと思っていますので、第1、第2、第3と順番に進めていく。その中で、第1フェーズにつきましては通勤・通学ということで、運ぶ方々がそこにおられて、なかなかそれを公共交通で受け止められていない。それを受け止められるようにした上で、運賃収入なり何なりを確保していく。それは国庫の収入とか、あるいは企業さんの協賛金と申し上げましたけれども、そういう事例が他府県にあるんですけど、基本的には運賃収入で、あるいはそれを協賛金という形で頂くこともあるかもしれないんですけども、運んだ対価として頂いた、そういったところの収入も含めて全体像を考えていくのかなというふうに考えております。

あと、その中で、現在運行されている日八線ですけども、音羽のほうがかットされるのではないかとというようなご質問もございましたけれども、こちらにつきましては、運行形態が何が最善なのかということを考える中で、近江鉄道さんと一緒に考えることだと思っています。ですから、カットしたいという意向をお持ちでも、移動がそこにあれば、それを支える方法を町と近江鉄道と一緒に考えなきゃいけないと思っています。逆に、もっと便利な方法があれば、それはそれでまた考えていかなきゃいけない。

例えば、極端な話をすると、全てのバスが日野駅で止まりますよと。一方で、近江鉄道が、例えば、仮の話ですが、10分に1本走っていますよと。町なかも10分に1本バスが走っていますよと。今よりどっちがいいですかという話とかもあると思うんです。

そういった形で、何がいいのか悪いのかというのを、いろんな可能性を探りながら、それが持続可能なモデルとして、交通事業者さん、近江鉄道、近江鉄道バス、近江タクシー、そういったところと一緒に考えていくものだと思っていますので、そのあたり近江さんも、自分とこはどうしたいじゃなくて、持続可能にしていくに

はどうしたらいいのかということをも町と一緒に考えたいというご意向をお持ちでするので、向こうで一方向的にカットするとか、そういったことはないというふうに認識しております。

あと、湖南サンライズの通学に関しましては、実証実験という言い方を予算の際にさせていただいていますが、基本的に1回走らせ、恒久的に走らせ、ある程度長期間走らせ始めるともう止められない、というのは当たり前だと思う。それが通学に係る様々なご支援、町長の答弁にもございました、見守りであるとか、通学の学年ごとの、上級生が下級生を指導というか、いろいろ導きながら通学していくという実態があります。

それは、何も歩いて通学するだけではなくて、例えば桜谷小学校においてはバス通学を今でもされていますけれども、上級生が下級生を見て、おじいちゃんおばあちゃんが乗ってきたら席を譲るように下級生に指導するといった関係性ができています。

同じようなものが一旦できれば、またやめて、それがなくなってしまうという、それは大きなマイナスだと思います。一旦できるようになってくれば、それは基本的には恒久的。それは、ただ、教育委員会さんなりのご判断もあり、学校のご判断もありまして、PTAさんのご判断もあるところですが、ずっと持続可能な形で運行し続けられるということになってくるのかなというふうに思っております。

あと、他地区で、丁寧に検討していくということにつきましては、昨日も教育委員会のほうから答弁がございました。通学につきましては、教育的見地でありますとか、あるいは親御さんのご意向であったりとか、あるいは地区の住民さんのいろいろなご支援の中で通学されておられます。

そういったことも含めて、私はもう繰り返し申し上げます。バスで通学するのがいいということではなくて、バスで通学するのを希望される地区があったり学校があれば、それは受け止められる体制はつくっていかなくちゃいけないということを申し上げている。

全部を必ずバスにしろと強制するつもりも全くないんですが、今までいろんな事情で、バスでの通学をご希望されても受け止められないということがあったのを、今回、様々な取組の中で見直しをして、一つひとつ丁寧に受け止めてさせていただきたいというふうに考えているところですので、必ずバスで通わなくちゃいけないというメッセージを発信しているつもりはございませんので、ただ、バスで通学したいというご希望があれば、それに対しては真摯に対応させていただき、丁寧に対応してまいりたいということでございますので、ご認識いただければというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） すみません、2点ほど答弁漏れがございましたので、追加させていただきます。

まず、第2工業団地につきましては、かなり奥のほうにあるということで、条件的にも厳しいということもあります。併せて、企業さんのほうの集まりのほうでいろいろ意見交換もさせていただいたんですが、まず、ダイフクさんで成功モデルをつくった上で取り組んでくださいというご意向もございましたので、今のような形で順番にさせていただきたいと思っているところでございます。

あと、第1フェーズから第2フェーズに向けて足かせになるのではというようなご質問も頂いておりました。それにつきましても、財源をまず第1フェーズの中で確保したいということですので、逆に、第1フェーズの中で第2フェーズをどれだけ盛り上げられるのかというのをつくっていきたいということを考えています。

今まで多分、こういう形で取組をした事例って全国でもないと思います。ですから、なかなか調べていただいてもないと思うんですけど、そもそも交通というのは運賃収入で賄っていく。定時大量輸送という特徴を生かしながら収入を確保し、その中で、乗る方が少ない路線に関しても維持していく。それを全国的に維持してきたというモデルがあるんですが、なかなか今それが崩れてきているという中で、そのもとともあった公共交通の秩序といいますか、をこの中で取り戻していきたいというふうに考えているところでございます。

議員おっしゃるとおり、輸送資源も財源も無限にあるわけではございません。ただ、これから、スケジュール的には、昨日も申し上げました、プロジェクト自体は3か年のプロジェクトで進めてまいりますので、その間で一定の方向性も出し、何とか、持続可能な形にしていきたいというふうに考えております。

財源につきましても、輸送資源に関しましても、実証実験を重ねる中で持続可能なモデルを構築していきたいと考えていますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） この問題については副町長が中心になってやっておられるという問題であります。町長もちゃんと、きちっとこのことは把握しておられると思いますので、町長に答えていただけるんだったらお願いしたいと思いますが、この第1フェーズもあまり私にはイメージが湧きません。ダイフクの通勤バスを何のために公共交通にするのか。町にとって、住民にとってのメリットがあるのか。それは先ほど副町長の答弁の中で、協力してもらおうとか協賛してもらおうというような答弁もありましたけれども、そんなことでいいのか。

湖南サンライズと必佐小学校の間に、そういうことを見越して。先ほども副町長

が言われました、通学バスについては一度走らしたらやめることはできないということも言われました。毎日、大型バス3台を走らすんですか。かなりの財源も必要になってくるというふうに思います。

第2フェーズの調査、検討もどのように行うのかを明らかにすべきであると思います。これまで日野町は、住民の移動手段と通学手段を中心に運行されて、昨日の加藤議員の質問でもありましたように、大切な住民の移動手段を押しつけて、企業の通勤手段に置き換わっていくということは困ります。企業活動の一環として運行されている専用送迎バスを公共交通で肩代わりするというのか、公共交通に置き換えるということではなく、移動手段のない高齢者や障がい者など弱者に重点を置いた調査、研究こそすべきであると思います。

これまで、町営バス5台ありますね。この5台を工夫しながら運行させてきたやり方、これ全体像も何も示さないまま、このまま壊れていく、そのことをぶち壊してしまうということになってはならないと思います。

住民の移動手段の調査、研究をちゃんとはっきりした上で、調査、研究をこの実証実験の段階でどんどんどんどん、こういうふうにしていったらいいわみたいなんじゃないじゃなくて、一旦全てのことを網羅した上で考えていかなければならないんじゃないかなというふうにも思うんです。だから、企業のための路線化など、見切り発車というのは絶対すべきではないと思います。

そもそもダイフクさんというのは世界に名立たる大企業でありますし、かつてダイフク西口の道路整備についても相当の負担もしていただいたことから、日野町に貢献されている優良会社でもあります。当然、企業のモラルのある会社として、自身の会社のためにほかの日野町民の移動手段に影響を及ぼすことというのは望んではおられないと思います。

いいことだと思って協力しようとはしていただいていると思いますけれども、そのことが、先ほども言いましたように、そちらにバスを走らすことによって今まで通っていたところがなくなってしまいます。そういうことは一緒に考えていくからじゃないような話をされましたけれども、相手さんは、近江鉄道さんは、やっぱりもうからなかったら、もうやめていかはります。それはもう当然のことです。

しかし、住民の足を守る、住民の人の交通を守るためには必要な路線なんです。それがなくなるようなことになっては本当に困りますので、そのことについて町長はどういうふうに思われているのか、お願いいたします。

議長（杉浦和人君） まず、技術的な面を。副町長。

副町長（津田誠司君） まず、細かい部分、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、ダイフクの通勤を公共交通になぜするのかということなんですけれども、繰り返し申し上げます。通勤で運賃を確保して、それを財源としてのリソース

にして、あるいは、今、通勤の場合には片道だけ乗せて走ってくる形になります。夕方まで、例えば極端な話、バスがずっと待っていて、また送っていく。バスのリソースも空いています。

そこをうまく組み合わせて活用しながらさせていただければ、近江鉄道としても活性化するし、ダイフクとしても渋滞解消とかで地域に貢献できることになる。町にとっては、町の町民さんの移動に対する公共交通活性化に向けたリソースが確保できることになるということでございますので、まずさせていただくということで考えているところでございます。

湖南サンライズに関して、かなりの財源が必要というお話もございました。こちらに関しましてはそこを見越して、これに関しましては、これまでから長らく湖南サンライズにお住まいの皆さんから要望を頂いていたというふうに聞いています。

畜産技術振興センターのところでは、かなりびゅんびゅん車が走っているとか、危ない横断歩道を渡られている実態もある。120人の方々が、小学生が列になって歩くので、かなり列も長くなったりとか、あるいは、ちょっと体調が悪いときには、小学生がちょっともうだらけてというか、もう道に座り込んで休憩をしていたりとか、あるいは、小学校1年生がランドセルをもう引きずるように歩いているという実態も見ております。

そういった中で、まずは何とかここはしなければいけないという町長のご判断もございまして、全体の中でさせていただくこととなります。こちらに関しましては、財源等々に関しては財政担当等できちんと見ていただいてということで確認しているところでございます。

第2フェーズのやり方に関しましては、昨日答弁もさせていただきましたが、オンデマンド交通、要は面的にカバーしなければいけないようなエリアに関しては、オンデマンド交通の導入も、地域の皆さんとコミュニケーションをしながら実証実験させていただきたいと考えているところでございます。

町営バスの体系をぶち壊してはいけないと、全くおっしゃるとおりで、昨日、私ご答弁申し上げたんですけれども、そうしないために町営バス、今、一切手をつけておりません。5台のバスがあって、毎日200キロ。運転士さんはトイレに行く時間もままならないというような状況の中で運行していただいています。もう最大限活用されている、リソースが活用されている状態と言っても過言ではないと思います。

こちらを立てればこちらが立たなくなる、もうそういう状態の中で、ぎりぎりのところで最大限リソースを活用していただいているものですので、まずは、町営バスに関してはそのままにしながら、重ねてほかのことを実証実験しながら、次の公共交通体系を検討させていただいているところでございます。

全体を調査してからということでご指摘いただきましたけれども、なかなか交通体系、次どうなったらいいのかというのはイメージができないというところがあります。1回走らせてみて、ああ駄目だったと。例えば、この前の通勤の実証実験におきましては、桜川駅で乗り換えていただくということをさせていただいていました。バスが着いたらほぼすぐ次のバス、あるいは、電車が着いたらほぼ待ち時間なく次のバスに乗れるような形でさせていただいたんですが、やっぱりお声を聞くと、乗換えはちょっとしんどいというようなお話とか、あるいは、わざわざ一旦近江鉄道の駅まで出て行って、また、桜川で乗り換えるのかと、一体、様々な話がございました。

そういったことは実証実験をやらなければ分からなかったことで、机上の調査で分かることをごさいます。ですから、今、全体の調査をしながら、公共交通体系の在り方を考えている。

ということで申しますと、池元議員おっしゃっている、全体を考えた上でやる、そのために今、町営バスは一切手をつけていないので、方法論としては、実証実験を重ねているので、もう既にやっちゃっているじゃないかと思われるかもしれないんですけども、おっしゃっているようなやり方で、仕掛けが若干、普通の調査と違うんですけども、しながら、まず、まずというか全体像を描きながら進めているということになるのかなと思っております。

あと、もう1点ですけども、近江鉄道さん、もうからなければやめるとおっしゃいましたけれども、近江鉄道さんは地域に対して貢献を考えておられまして、決してそんな利益のことばかり考えているとは思えません。確かに、企業ですから永続性を持たせるために利益がないとできないというところはありますけれども、公共交通として、混雑する部分があって、でもやっぱり公共交通への信頼感が維持できないと駄目だということで、一定程度、乗客が少なくてもそこを走らせるという気概を持っていただいていると思いますし、ですから、だからこそ、町がやっているプロジェクトにも全面的にご協力を頂いていると思っております。

このプロジェクトに関しましては、ダイフクさん、オーケーエムさん、また、近江鉄道さん、皆さん積極的にご協力を頂いているものと思っております。その協力なくしては成功しないと思っております。皆さん利益のことだけを考えるのではなくて、地球環境のこともそうですし、日野町の住民の環境のこともそうです。そういったところも広い視野で考えていただきながらご協力を頂いているものと考えておりますので、ご理解賜ればと思っております。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 副町長ばかり答弁しているということで、私もお伝えしたいことがたくさんございまして、私、今、広い話になりますけど、日野町全体の大きな

課題は持続可能性をつくることだと思っております。こういった公共交通もそうです。農業もそうですし、地域の集落のコミュニティーをどうやっていくか、それぞれ大きな課題でございます。

もちろん、目の前にある課題をそれぞれ解決することは当然、我々の責務でございますけれども、今まさに求められているのは、これから10年、20年、30年、50年、それぐらいのスパンで持続可能なエコシステムといいますか、回るスタイルをつかって、形を、いかに構築できるかだと思っております。

それは非常に難しい問題でございますし、もう答えが分かっていたらどの自治体もすぐやるわけでございますが、今回の公共交通につきましても、非常に全国的に見てもチャレンジでございます。本当に、これ職員も含めてですけれども、新しいこともたくさんトライもしていて、成功を、私は成功するとは思っておりますけれども、当然、人によっては、これ大変じゃないか、難しいというのは当然あると思っております。

ただ、チャレンジをするという自治体でありたいと思えますし、どんどん人口が減少して、あらゆるものが、税収が減り、となると、全体のサービスが低下してくることはもう目に見えていることでございます。構造的な転換をしないと、これから、生き残れないという表現がいいか分からないですけれども、持続できないということがもう見えているので、その状態ではあかんと。チャレンジをして状況を打開したいというふうに、座して死を待つことは私はしたくないなという思いで、そもそもこういうプロジェクトを発足、根本的な思いとしては、そういった状況でございます。

そういった中で、公共交通の課題につきましても、ともすれば、もう空で走っているんやったらそれは廃止しろという話が、非常に一般、全国もうほとんどそうです。そればかりなんです。果たしてそれでいいのかと。

先ほども副町長が申し上げましたとおりに、お一人お一人がそれぞれの地域に思いがあってお住いで、その歴史と文化と、そして、ご先祖から伝わるそのまち、またその場所を、ここで住みたいと思って住んでいただいた、その場所によって、もうこっちで採算が取れないからもうカットしますということが、私はあってはいけないと思っております。

昨日もありました、コンパクトシティがいいみたいな話。いや、私はそうは一切思っておりませんので、この分散型の社会で、日野町の7つの地区はそれぞれあって、これをこれからも継続していく。そういった中で、ただ、我々行政の務めは、それを採算とどう合わせていくか、財源を合わせていくかということでございます。

昨日、加藤議員からもご質問いただいた中で、交通空白地がまだあるし便数が少ない、そういう問題も呈していただきました。私、そのまま放っておけないと思っ

ているんです。ただ、そうなったときに、今の現状の形式のままにいくと、財政負担を1台増やして、それを賄うしか方法がないんです。

でも、果たしてそれでいいのか。もっと様々な財源が必要になってくる部門も、福祉部門を含めてたくさんあります。何か知恵を絞って新たな方法、方向性の中で、おのずと回っていく方向性がないかということで、このプロジェクトが根本的な理念として発足しております。

そういった中で、まず、では、財源を確保していくということになっていくと、何度も副町長が申し上げております、明確な移動需要があるところというのは、ニーズがありますので、それを町営バス、町が関わる中で、そこで財源を確保できないかというチャレンジでございます。ですので、企業さんの今までの交通渋滞とか、企業さんの円滑な交通を導くということはもちろん大事なことでございますけれども、その奥には、そういった需要があるところをしっかりと満たすことによって、その財源を元に、お一人しか乗らない路線を維持していく。そういった理念のもとでやらせていただいております。

ただ、何分、我々も慣れないところもありますし、議員の皆様方にも、なかなか事例のないことでございますので、ご不安な点、また、我々の表現が至らないところも多々おありかと思っております。大変申し訳なく思っておりますが、これを何とか成功させて、皆さんに、車に依存しない社会、CO2のこともそうですし、そして、何より、このまんま自分、私がこの地域に住んでいいんだと、距離が近かろうが遠かろうが、そういうことを実現していきたいという思いでさせていただいておりますので、引き続き、ご負担をおかけしますが、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） 町長の、持続可能な日野町を守っていくためにという、すごく思いというのはしっかりと聞かせていただきました。本当にそういうふうになってほしいものです。

先ほど副町長がいろいろと申されましたけれども、近江鉄道さんの件でもありませんけれども、現実もう縮小したいというふうにも言っておられる。その一番大きな原因というのは、やっぱり道が狭くて運転手が運転しにくいというのか、というようなところもあるそうです。なかなかそれに対応できる運転手がないというようなこともあります。それもやっぱり輸送資源の1つですので、どういう問題でそういうことが起こってくるのかというのが分からないと思っておりますし、もう再々々でするので要望になりますけれども、地域公共交通というのは本当に、町長も副町長も言っておられるように、大切な課題です。もっと国が財政支援をすべきだというふうにも思っています。

先日の新聞でもちょっとそのようなことも書かれておりましたけれども、それを前提としてですけれども、現在、実証実験と称して国費を含む多額の経費がつき込まれています。見直し、再編後、通常時の財政負担、これも当然想定していかなければなりません。

先ほど町長は、1台を使わずにやっていける方法をとというふうにも言われましたけれども、それが本当に可能ならばいいですけれども、なかなかそれは難しいと思います。持続可能、どこかにそういうことを、協賛をお願いしていても、その企業によってどうなるかも分かりませんし、そうなるやはり町としてちゃんとやっていけるのかどうか。こういう輸送資源とか財源というのはもう限られていますので、住民の移動手段の確保、それこそが本当に優先されなければならない問題だと思います。

今は企業の通勤やとか通学のことが基本でされておりますけれども、やはり全体の実証実験を済ませて、どこにどういうふうに入力していかなければならないか。徐々にここをこういうふうにもう変えてしまうということになると、後のところにしわ寄せがやってくるということもありますので、だから、全体像をしっかりと示してもらい、それをつかんでもらい、それで進めていただく。見切り発車みたいなことはやめていただきたいということを指摘して、私のこの質問は終わります。

最後に、内池住宅団地の開発についての質問です。

公平公正な行政執行は町政の信頼に不可欠な問題です。内池住宅団地の工事は今、進められていますが、3月定例会に続き、公平公正な許認可行政の在り方についての質問をさせていただきます。

3月定例会で、県の開発許可と関わって、町長が令和3年9月2日付で、知事宛て文書で「開発行為に関わる接続先道路および接続箇所について」を提出されています。この文書で、「接続先道路について、周辺の道路状況や事業計画等を考慮した結果、都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準に、記載の接続先道路の幅員の基準を満たしていないものの、交通量が少なく通行の安全上支障がないことなどから、接続先道路として問題ないと考えます。また、同じく接続先箇所についても同様交通量が少なく、緊急時には、計画地区内周回できるよう道路配置がされていることから1か所の接続箇所でも問題ないと考えます」としています。

今回の町道改良は、出雲の里があり、さらに、今回の住宅開発があり、必佐小学校前が交通渋滞するから交通安全対策が必要であり、町道の改良を行うと、町長は交通安全を強調し、説明されました。

そうすると、この文書に記載されている、「交通量が少なく通行の安全上支障がないことなどから、接続先道路として問題ない」という判断は成り立ちません。この不可解な知事宛ての文書について、何点かお尋ねいたします。

まず、このことは、地区計画の運用基準の基本方針第4条第3項の「円滑な交通を維持できる道路」とは言えず、幅員6メートルの道路という第13条の技術基準にも反するものだという認識はおありでしょうか。

2つ目に、これらに反する内容は、言わば虚偽の内容です。なぜ、このような知事宛ての同意書を提出されたのでしょうか。本来ならば、このような内容で提出できないのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

3つ目に、この同意書の提出によって開発許可が可能になりましたが、本来、県と調整し、地区計画の技術基準に適合するようにすべきものと考えます。許認可行政の公平公正が厳しく問われる問題ですので、いかがお考えでしょうか。

また、同意書にある開発面積9,990平方メートルとはどういう面積でしょうか。都市計画法の開発許可の面積は9,155平方メートルですが、その違いはどこにあるのでしょうか、お尋ねいたします。

5つ目に、令和2年2月の当初段階の地区計画の素案では、道路の幅員3メートルの部分については、幅員6メートルを確保する計画で開発区域内に含められ、開発業者が実施する計画になっていました。言わば、通常の開発の考え方による計画でありましたが、その後、開発事前審査願、地区計画原案と変わっていき、現在の計画は、結果として、開発業者が実施しない箇所を町道改良によって実施することになっています。

これは基本方針に規定する「原則として新たな行政投資を行う必要がない」ことに合致しないものです。結果として、肩代わりをしているのではないのでしょうか。3月定例会では「新たな行政投資に当たらないと事務局で判断した」と答弁されましたが、その判断根拠を伺います。

6つ目に、既に開発行為は進んでいます。接続先道路は、町が歩道を含む8メートルの町道改良計画と決定されました。つまり、幅員8メートルの道路整備を前提とした開発計画に変更する必要が出てきたということになります。調整池の設置場所も変わってくると思われませんが、どのような調整をされるのでしょうか。また、接続箇所や6メートルに開発業者が拡幅する箇所は、将来の町道改良を念頭に手戻りがないように工事が行われるべきであると考えますが、どのように調整されているのか、伺います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、内池地区の住宅地開発における町の対応についてご質問を頂きました。

内池地区の住宅地開発につきましては、県が許可する開発に伴う事前審査と、町が決定する地区計画制度による地区計画の協議を並行して進めてまいりました。

ご指摘の知事宛ての同意書につきましては、開発許可における基準等に基づき判

断しているものです。一方、地区計画運用基準の第4条第3項の基本方針および第13条の技術基準につきましては、町道小御門十禅師線の歩道整備計画により満たされているものと判断しております。

また、開発道路が接続する道路付近の交通状況と、通勤・通学・送迎時における必佐小学校前の交通状況につきましては、それぞれ現状そのものですので、虚偽の内容とは考えておりません。

次に、開発許可につきましては、開発許可基準に基づき許可されることが公平公正な対応であり、制度間の調整を図る必要はありますが、地区計画の技術基準に適合させることではないと考えます。なお、開発計画事前審査においては、別途地区計画の基準を満たす必要があることの要件を付してきたところでございます。

次に、同意書でございますが、9,990平方メートルにつきましては、開発計画事前審査における面積であり、事業計画の変更に伴い、開発許可申請は9,155平方メートルになったものと判断しています。

次に、新たな行政投資には当たらないことの判断根拠についてですが、町道小御門十禅師線歩道整備につきましては、地元をはじめ地域からの強い要望を受け、通学路の安全対策のために整備するものであり、整備により町が必要と判断する地区計画の立地基準を満たすことから決定したものです。道路（歩道）の整備が開発の必要要件であれば提案者がすべきものと判断いたしますが、町が対応すべきものと判断したものであり、提案者の肩代わりをしたという認識はございません。

次に、町道小御門十禅師線歩道整備に伴う開発計画の変更の必要についてですが、歩道整備計画に合わせて計画変更をするかどうかは、提案者が判断されるものであり、町が強制できるものではないと考えます。

なお、地区計画区域における歩道整備工事計画は数年後の予定であり、可能な限り調整していきたいと考えているところです。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、再質問をさせていただきます。

開発道路が接続する道路付近の交通状況と、通勤・通学・送迎時における必佐小学校前の交通状況につきましては、それぞれ現状そのものですという答弁、これはどういう意味でしょうか。現状は、開発許可に対する文書のように、交通量が少なく通常の安全上支障がないという意味でしょうか。もう一度お尋ねいたします。

この同意書は9月2日付で提出されています。都市計画審議会で地区計画が承認されたのは9月28日であります。地区計画決定されたのは10月です。地区計画が決定されて初めて開発許可が可能になるにもかかわらず、同意書を提出することは、これ9月2日付で出されていますので、これは許可ありきのやり方ではないでしょうか。

また、同意書は開発面積9,990平方メートルと記載されていますが、これは開発事前審査願の面積であり、開発許可の本申請は9,155平方メートルであり、開発の整備計画と合致しない計画について同意を提出したもので、これも許可ありきであります。何かあまりにもずさんなやり方ではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

3月議会で、私が都市計画法の開発許可と地区計画の運用基準を混同しているかのような答弁がされましたが、これは大変失礼な問題です。都市計画審議会では最初からずっと、県の開発許可と町の地区計画決定は別のものであるということを前提に審査をしてきました。また、それを前提に議会で質問しています。混同している、もしくは混同させているというのは町当局のほうではないでしょうか、お尋ねいたします。

開発許可は地区計画の技術基準に適合させることではないという答弁は驚きです。地区計画があつてこそ開発行為が行われるものであり、基本的に地区計画の技術基準が達成されているべきものです。また、地区計画の技術基準に適合されることではないと言いながら、開発事前審査において別途地区計画を満たす必要があることを要件としてきたというのは、何かわけが分からない表し方なんですけれども、どういう意味でしょうか。分かりやすく答弁してください。

そして、新たな公共投資には当たらないの根拠について、通学路の安全対策のために整備するものだから新たな公共投資に当たらないという答弁ですが、新たに通学路を整備するものだから新たな公共投資です。地区計画の立地条件を満たすために整備するものであり、運用基準の基本方針に反するものではないでしょうか。

また、幅員6メートルを前提とした住宅開発が幅員8メートルになったのですから、これは6メートルプラス歩道が2メートルで8メートルと、この調整は当然必要になります。例えば、調整池は町が地区計画決定の要件として設置されるものです。幅員6メートルを前提に開発業者が設置すれば、幅員8メートルの整備をするときに移転しなければならないことになります。無駄な経費が発生します。ですから、手戻りのないようにということを私は言いました。それとも、そうなった場合に調整池を設置しないつもりなのか。

また、地区計画区域における歩道整備工事計画は数年後の予定と言われましたが、当初、第1計画は出雲川から300メートルで、地区計画区域を含んでいました。工事の実施計画はどのように変わったのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（嶋村和典君） ただいま、池元議員から、内池の住宅地開発に関しまして幾つかご質問を頂きました。

まず、同意書にあります交通状況の関係でございます。

いわゆる開発をする際の接続道路の接続先の道路の交通状況につきましては、近隣の方ですとご存じのとおり、交通量というのはかなり少ない状況であると考えております。現状であると思います。

一方、通学路整備で考えますと、必佐小学校の前、ちょうど7時45分ぐらいから8時20分の間に児童の方が登校されるわけでございます。山本、小御門、三十坪、小谷、石原、増田の児童178名が通る状況となっております。特に、雨天時におきましては送迎の車両と生徒が接近すると。傘を差しておられまして、車両と傘が接触するようなこともあるという状況です。いわゆる交通量と申しますか、交通渋滞、かなり危険な状態にあるという部分での状況を指しているものでございます。ですので、そういったことから状況は異なるというのが現状であると考えております。

それから、続きまして、9月2日付の同意書です。審議会のほうが9月28日に最終、答申頂いて、10月に地区計画決定をしているということでございます。

この9月2日付の同意書につきましては、開発事前審査に伴う要件の処理として、提案者のほうに要件として付された内容、いわゆる知事が認める開発道路の特例の部分のものに対する同意書となっておりますので、あくまで開発許可に伴う処理です。事前審査です。開発申請に伴うものではなくて、事前審査段階のものに対する処理ということになりますので、開発許可ありきというような、決定ありきというようなことではないと考えております。

続きまして、9,990平方メートルと9,155平方メートルでございますが、開発申請につきましては、当然、まず、申請に至るまでに開発の事前審査願が出てきます。そのときの数字が9,990平方メートルでございますが、実際にいろいろな処理をされる中、また、いろんな事情がある中で、開発の事業計画が変更されれば、当然、事業面積も、区域面積も変わってきます。今回の場合、本申請で9,155平方メートルにされたということになりますので、許可面積が9,155平方メートルになったというようなことになっております。

そういったことで、町のほうが地区計画と開発の部分で議員のほうを混乱させているんじゃないかということではございますが、このようなことで、地区計画の制度の部分は町が最終決定すると。開発につきましては県が決定されるもの、申請としては別ものでございます、当然。

ただ、総合的に見ていく必要はあると考えております。ただ、それぞれの手続の部分で、開発の許可の部分で地区計画の運用基準をいわゆる条件としてつけるということは、いわゆる審査要件の部分では、範疇に含まれないと言ったらいけないのかもしれませんが、当然その部分は、地区計画決定がされてこそ開発許可がされますので、そういった部分での事前審査における意見を付しているということでございます。

ですので、開発申請の内容を、いわゆる地区計画の運用基準とイコールにしなければいけないということには当たらないと思います。つまり、今回の開発につきましては、地区計画の原案申出という部分と、開発許可申請に基づく開発、それともう1つ、事業者さんが独自にされる内容の部分と、3つがあるかと思います。

当然、地区計画決定にあたりましては地区計画の要件の中で総合的に判断していく必要がありますので、当然、今回の場合ですと、開発ではされない部分も、調整池とか道路幅員が満たしていない部分につきましては、一部拡幅を開発とは別の部分でされるというようなことでしてこられているかと思います。

続きまして、新たな公共投資に当たらないという部分でございます。

こちらにつきましては、この間、令和3年でございますが、地元からの要望、歩道整備ということで、5月に必佐小学校のPTAから頂いております。続きまして、6月には内池の西区から頂いておると。その間、実は千葉県の、8月、痛ましい事故があったかと思えます。そういったことで、いわゆる歩道整備に対する世論的にもかなり強くなってきているという状況ができています。

その後、昨年9月15日には、必佐区長会長、それから、三十坪の上、内池西、小御門区、合わせて必佐小学校のPTAさんから再度、歩道整備と通学路の安全対策について要望を頂いたと。そういった中で、いわゆる9月時点ということになりますと、かなり歩道整備に対する状況が変わってきているかと思えます。

そういった中で、町といたしまして、小学校の通学時における交通渋滞といえますか危険な状態、それから、これまでの答弁にもありましたが、小学校の中で学校前に歩道ないしガードレールがされて安全対策がされている歩道というのは、必佐小学校以外は全部あるかと思えます。ただ、必佐小学校は、水路への転落防止ということでガードパイプがされているだけというような状況になっております。そういった中で、町として歩道整備が必要ということを決めたものでございます。

当然、並行して、この地区計画の前面道路という部分でのことはございましたけれども、町としましては歩道整備が必要ということを決断させていただいたのでありますので、いわゆる地区計画で言います新たな行政投資というのは、地区計画を張るために必要とする場合に道路計画が新たな行政投資に当たるといことになるかと思えますので、当然、このような状況から歩道整備をするということで決めたものですので、新たな行政投資ということでの解釈はしていないということになります。

続きまして、調整池の関係。工事を進めいていく中で調整池をどうするのかということでございます。

現在、小御門十禅師線の歩道整備の詳細設計のほうを出してございまして、おおよそ固まってきているというような状況で、実際のところ、施工業者さんのほうとも、

設計が上がってきたらそこら辺の調整をさせていただくというようなことで連絡を取っている状況でございます。そういったことから、今後そういった部分で調整を進めさせていただきたいと考えております。

ただ、いわゆる開発計画の部分につきましては、あくまで開発許可をもらった内容でされますので、そこを町道のラインに含めて変更するかどうかというのは、当然いろんな費用もかかることもございます。逆に、工事をすると、事業者さんのほうは逆に、しなくても済むような工事を先にしてしまうぞということでのこともありますので、そういった部分は今後調整をしながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、再々質問をさせていただきます。

今の課長の説明、何かよく分からないんですけれども。といいますのは、開発許可で、交通量が少なく通行の安全上支障がないということが付されていますよね。それと、今回、安全対策で歩道をつけることについては、これ国への申請というのか、こういう現状を伝えられたものを見せていただいているんですけれども、これ去年の11月の段階ですけれども、これで、町道小御門十禅師線、日野町大字内池783から小御門898、これは通学路経路の状況、危険内容について、交通量が多い、安全確保のため歩道が新設というふうに書かれているんです。

これで、ここは許可申請のところは、交通量が少なく運行の安全上支障がないというのを、そのときの現状だというふうに言われまして、そうしたら、学校前は交通安全上危険な場所であるけれども、地区計画の前は何の支障もないところだという意味ですか。ちょっとそこが私、言わはった内容がよく分からなかったんです。

例えば、9月2日に出したものの、それは地区計画の決定とは違うものだというふうにも答えられました。ということは、何のために都市計画審議会でそのことを議論しているんですか。日にちが全然違うんですよ。決定されたのが10月で、最後の都市計画審議会が9月28日。それがこの同意書、県に出している同意書が9月2日付で出されているんです。それまでに出されているんです。それとこれとは違うというのは、それも意味が分かりません。

このこともおかしな話で、現道では通行の安全上支障があるからこそ今回整備するということになったんだと思いますが、この前とここが違うというのもちょっと意味が分かりません。

これは3月議会でもこのことについて、高井課長でしたけれども、質問しました。そのときも支障がないと、交通量が少なく通行の安全上支障がないものやというふうに答弁されて、私、じゃ、これは住宅内の団地の中の交通状況ですかというふうに聞きました。そうしたら、本会議後でありましたけれども、高井課長と話をした

ときに、え、私そんなこと言いましたか、そうしたらそれ間違いですと。接続先道路のことですというふうなんです。こういうふうには訂正をされました。

開発許可の是非に関わる同意書の内容について、担当課長が明らかに間違った答弁をされている。それでも、その当時、主監は安田さんでしたけれども、主監も副町長も町長も訂正はされませんでした。高井さんが言われるとおりで、それで済みました。

開発許可について、正すべきことなんです。それに、このことは皆さんも、開発許可について理解していないということになるのではないですか。そのことにそのとき気づかなかったとしても、議会中に訂正すべきもののだとも思いますが、こうした認識不足というのが公平公正な行政をゆがめる根本になっていると私は思います。いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（嶋村和典君） 池元議員のほうより再々質問を頂きました。

接続先道路の交通量の関係でございますが、歴然と、いわゆる町道小御門十禅師線の交通量というのは、多い路線ではないと思います。小御門十禅師線の交通量は少ないと考えております。

ただし、歩道整備というのは、当然、児童が通られるための部分での整備をするわけです。ですので、学校前の状況というのは、通学時間帯がかなり、必佐の場合ですと、すごいことになっていると思います。ご存じではないでしょうか。

特に特徴的な部分で言いますと、湖南サンライズ方面から来られる車、送迎の車が多いと。そこに、必佐地区各所から児童が正面玄関のところに向かって来られるわけです。1台2台の車が通っても、正直言いますと道が狭いです。水路が横にあります。水路のところは転落防止で柵がしております。そうしますと、やはりそこというのは危険な状態であるという部分を、表現は交通量が多いというようなことで歩道整備は上げておりますけれど、当然、補助金を取っていく上で、そういった部分というのは、何でもそうですけれども、町の部分で言いますと、こういうことなんやということによっていくのと、同じ部分とは言いませんけれども、現状として通学時間帯の交通量というのが危険な状態であるというところでのことを表現しているということでございます。

それから、9月2日付のものが、流れでいきますと、地区計画決定の審議会での決定をする直前というようなことでもございますけれども、開発の事前審査の要件処理というのはずっと続いているわけです。ですので、あくまで開発の事前審査に関する要件処理としてのもを出しているということでございます。

ですので、そこが地区計画と云々と申されましても、開発許可での申請の処理をしているわけですので、そこがご理解いただけているのかなと思いたしたので、そ

のような申し方をさせていただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） 何かますます答弁の意味が分からなくなってきました。

これもう質問にはならないと思いますが、ということは、この地区計画を張っている事前の接続道路と、学校前の道路、そこは少ないと考えていると。ということで、しかし、今回この歩道設置をするにあたっては交通量が多いというふうに、そういう意味で出されていると。これ全然違うじゃないですか。だから、どちらかが虚偽やということになりますよ。そこら辺がもう全然、意味が分かりません。

ということは、そのときによって、そういう表現は異なると。都合によって変わるべきものなんですか。そこら辺もおかしな話です。

内池地区団地開発事業というのは、前からも言っていますように、日野町で初めて地区計画を活用し、開発行為を行うものです。日野町都市計画審議会の中では、今後の模範とすべきと受け止めて、ずっと審議をしてきました。しかしながら、現在の計画はそうとは言えません。道路については、運用基準に反する幅員3メートルの箇所があり、いびつにつけられた6メートルの箇所があり、南の接続箇所は町道整備がされるまでは使わない、使えない。町道整備がされるまでは完成にならない不十分な開発事業となっています。

運用基準第4条の基本方針にある「円滑な交通を維持できる道路」、これは整備されず、第1条の目的である「良好な住環境の維持・形成」とも言えないものです。開発許可ありきで、地区計画の運用基準をきちんと踏まえずに、都市計画法の通常の開発許可基準を満たさず、現状に反する町長の同意による例外規定の適用によってこのような状況になりました。

公平公正な行政執行をめぐって、矜持と覚悟が厳しく問われていることを指摘して、私の質問を終わります。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時5分から再開いたします。

—休憩 10時57分—

—再開 11時05分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

予算特別委員長、8番、山田君、どうぞ。

予算特別委員長（山田人志君） 発言をお許しいただきましたので、予算特別委員長と、それと議会運営委員長も兼ねていますので、その両方の立場で皆さんにお断り申し上げたいと思います。

昼、午後から、2時から予算特別委員会の開会告知しておりますが、今日の午前中の一般質問の終了時刻、このまま延長しそうですので、午前中の一般質問が終わ

った時刻から1時間の間を置いてから午後の予算特別委員会を開始させていただきたいと思います。

既に告知している開始時間で変更するのは申し訳ないんですが、あらかじめそのことを皆さん、執行部にも議員の皆様にもお断りさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） それでは、午後の予算特別委員会の開始時間は、ただいま委員長の方から報告がありましたとおりですので、ご了解のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

1番、野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） それでは、事前の通告書に基づきまして、私から一般質問をさせていただきます。1つ目は分割で、2つ目は一問一答でお願ひいたします。

まず、1つ目なんですが、感染症対策と熱中症対策、子どものマスクの着脱と大人の対応というテーマでお願ひいたします。

新型コロナウイルス感染症対策は3年目となりました。議会においても、今6月議会は3年目のマスク議会。ちょうど前の6月議会からマスク議会だったかなと思います。

日本での感染症対策としてのマスク着用は諸外国のような義務ではなく、報道ではお願ひ、また、ガイドラインでは推奨という形が取られているかと思っています。それでも、日本はもともとマスクの利用経験がある人が多く、みんなと同じというのが安心する集団心理も手伝って、外国からは驚かれるほどのマスク社会が定着しています。

6月1日、滋賀県は感染再拡大警戒期間の終了を宣言されました。おかげさまで、これから夏に向けてということなんですが、ちょうど昨日、県知事の方からこのような発表があったかと思っています。滋賀県の警戒レベルを1にしましたという決定です。これで感覚的には梅雨が明けたみたいな気持ちではありますが、一般的にはどのような関係があるのかというのが、普通に暮らしていると分かりにくいかもしれませんが、恐らく行政職員の皆様、学校現場とかには大きく関係するのかなと思っています。

そういうところもあるんですが、これから夏に向けて、こういった感染症対策と同時に、熱中症対策というものが求められていると思います。これはニュースでも出ているかと思うんですが、マスクをいつ着けていつ外すのか。面倒だから着けっ放しになったり、いつしか着脱の判断基準が分からなくなった人も多くいるように思います。

また、子どもにとって着脱の機会を自分で判断することは難しい。周りの大人が

特に大きな役割を担っていると考えております。去る5月19日には、保護者有志によって、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのマスク着用による子どもの熱中症対策を徹底することを求める要望書というものが日野町行政に提出されました。感染症対策と熱中症対策、子どものマスク着脱と大人の対応というものをテーマにお聞きいたします。

参考資料としまして、県が発表している、先ほどのものの2枚目の、「着けてよし！外してよし！みんなよし！」と、こういうようなものも参考にお聞きしていきたいと思います。

分割ですので、全て質問をまずはじめに言います。

1つ目の質問。新型コロナウイルス感染症に対して、マスクの効果というものはどういうものかというのを確認させて下さい。

2番目。マスクの着用は義務なのか、推奨なのか、自由なのか。それはまた、なぜなのかです。

3番目。ワクチン接種やマスク着用について、接種する権利や着用する権利があるとすれば、逆に、接種しない権利や着用しない権利もあると考えられるのか。

4番目。子どもにとってマスク着用によるデメリット、表情から学ぶコミュニケーション能力、表情から得る心の安心、見えない不安、マスク着脱の不安についてどう考えているか。これについては、この3年ぐらいの間に、特に言葉を学びかける年代ですとか、言葉を学んで自己表現をし出したときに、相手がどう考えて、相手のことを思いやるふうになっていくような年代に特に表情が見えないことによるトラブルとか、もしくは、それによって、そういう場所に行きづらいことも発生しているのかなとも思います。

5番目。子どもたちの熱中症対策として、教育現場での着脱指導はどうなっているのか。これは日々変化しているかもしれないですが、15日からの警戒レベルが下がったことによっても変更があるのかも分かりませんが、その着脱指導、そのとき大人の対応はどうしているのかと、そういうようなことを含めて質問いたします。

議長（杉浦和人君） 1番、野矢貴之君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、幾つか感染症対策等について、マスクのことについてご質問を頂きました。

まず、私のほうからは、1点目のマスクの効果についてご質問を頂きました。

効果につきましては、厚生労働省の新型コロナウイルスに関するQ&Aを見ますと、その素材や人と人との距離感等によって効果には違いは生じるとしつつも、相手のウイルス吸入量を減少させる効果より、自分からのウイルス拡散を防ぐ効果がより高く、飛沫を吸い込む側と飛沫を出す側の双方がマスクを着用することで、ウイルスの吸い込みを7割以上抑える研究結果があるとのことでございます。

2つ目に、新型コロナウイルス感染症における基本的な感染対策としてマスクの着用が挙げられているところで、このほかにも、3つの密の回避や人と人との距離の確保、手洗い等の手指の衛生、換気等が重要とされています。

また、マスクの着用につきまして、日本では諸外国のような義務はなく、現在は他者との身体的距離の確保や会話の状況などにより、マスクの着用を推奨されている場面やマスクが不要な場面が国より示されているところです。また、特に、夏の熱中症予防の観点からは、屋外でマスクの必要がない場合ではマスクを外すことを推奨されているところでございます。

また、ただいま野矢議員からもお話がございました、昨日、滋賀県のレベルも1に下がったということで、このあたりというものをまた、今後緩和するというような形になるかと思っております。

3つ目に、ワクチン接種やマスク着用についてご質問を頂きました。

新型コロナウイルス感染症により、ワクチン接種やマスク着用などを通じて、人にはそれぞれの立場があり、考えや意見も千差万別であります。それぞれ尊重しなければならないということを改めて考えることができたのではないかと思います。

ワクチン接種やマスク着用については、その効果やリスク等、情報提供をしっかりと行い、ご理解をしていただいた上で、ご自身やご家族でご判断されるものであり、一方で、他の方にこれを強要するものではないと考えております。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 4点目の、子どもにとってマスクの着用によるデメリットについて、ご質問を頂きました。

マスクの着用によるデメリットとして、熱が籠もり、熱中症へリスクが高まることに加えて、表情が見えにくいことによる発達への影響が懸念されるということが挙げられると思います。

本来、言葉でのコミュニケーションが未熟な幼少期の子どもにとって、その表情や雰囲気を感じる中で、友達や周りで関わる身近な大人との信頼関係を築いていたり、あるいは、口の動きを見ながら音を聞き、動きをまねて言葉を覚えていたりすることは、子どもの発達上、大変重要なことであるというふうに考えています。

こうしたことから、マスクが不要な場面では適切に外せるようになっていくことが望ましいというふうに考えています。

次に、5点目に、子どもたちの熱中症の対策として、教育現場での着脱指導についてでございますが、現在、登下校時や外遊びなどのときも、体育の時間と同様に、原則、マスクを着用する必要はなく、間隔を取りながら活動をするようにしておるところでございます。

また、屋内においては、十分な換気をはじめ、感染症予防対策を行うとともに、マスク着用を基本としておりますが、暑さ等で息苦しさを感じたときなどにはマスクを外すなど、自分の判断でも適切に対応できるよう指導しております。

子どもたちにとっては一番身近な大人である保護者や教師が、マスクが不要な場面と、引き続きマスクが必要な場面をしっかりと理解し、状況に応じて着脱することで安心して行動できるようになると思いますので、教育委員会としましては、現在のマスクの扱いについて、学校・園への指導と保護者への周知を行ってきたところでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） この新型コロナウイルスというのを、正直、僕は全てを説明しろと言われたら、到底説明できないふうに捉えています。

そういう、そのぐらい難しいもんやなと思うんですけども、ただ、大人としては、できるだけガイドラインとか決まった事実みたいなものは正確に伝えていける、正確に判断できるようなことはとても大事だなと思っていて、今、よく分からないと思っている人もいながら、よく分からない対応をしてしまっている人もたくさんいると思っています。

そういうことを踏まえて、再質問をしたいと思います。

1つ目のマスクの効果についてはよく分かりました。どちらかというと、飛沫を吸い込む防止よりも拡散防止のほうが効果があると。これは以前から、当初から言われていたことで、医療業界では初めからそのようなことだろうと言っておられたんですけど、ただ、マスクをしていてもそこそこ漏れるというか、咳エチケットよりは効果的かなというぐらいで認識しているんですが、なので、かかるときはかかるかなというふうに、もう今、皆さん、なってきたのかなと。別に誰のせいでもない、マスクをしていなかったから悪い、していたのにどうこうということももう別に、そんなこと言っても始まらないなという気もするんですが、こういうときに、1つ、これは答弁結構なんですけど、お子様を連れて、幼稚園とか保育園とかの遠足のときとかにもマスクをつけていないような子がいて、ある保護者の方からこんな声を頂いたのでちょっと届けたいと思うんですけど、マスクをしていない子どもに対して、職員の方がマスクをしてもらうための理由として、コロナにかかりたいんやったらこのままでもええでと、そういうような発言がぽろりと出たのを保護者が聞いていたと、そういうことがありましたので、やっぱりそこは、相手が子どもだとはいえ、正確な認識と正確な知識を伝えるようにしてほしいなと、これは答弁は結構です。

2番目と3番目の、着用の強制力と権利みたいのところなんですけど、基本的にこれ、厚生労働省でもご自身で判断するものと書いていただいているので、こ

れちょっとフランクに捉えると、自由やなと思うんですけど、ただ、自由とは多分、行政サイドとか学校現場では言えない事情があると思っています。

本当はどうなのと思っけても、そうは言えない。これ多分、ガイドラインがあるからだと思うんですけども、そういうような解釈について教えていただきたいんですけど、2つありまして、1つは、2類相当だからマスク推奨というガイドラインがあると僕は思っけてるんですけど、それで間違いないのかなと。

一律に推奨じゃなくて、推奨するシーンがあるという、先ほだのご説明でもありましたけども、これ例えは、インフルエンザとかは5類なので、インフルエンザ対策のページにはマスクなんという言葉すらないと認識しています、僕が調べたところ。何と書いているかという、咳エチケットと書いているんです。じゃ、何でこんだけマスクをとるふうになっているのかというのは、2類相当だからかなというこた。

あと、次、2つ目なんですけど、これかなり大人の事情なんですけど、マスクをしてると濃厚接触者に該当しないので、休まなくてよくなると。こういう事情が結構現場でも働いてしまっけてるんじゃないかなと思っけています。これは保護者の人もそのほうがいいと思っけています。休みたくないし、むしろ休めないとかというのもあると思っけていますので、一律に誰かの個人的な意思がということよりは、そういうようなルールがここに乘っかけてしまっけてるんじゃないかなと思っけています。

実際、同じ教室にいてもマスクをしていれば、もう濃厚接触者にならないですよ。そういうような、だんだんルールも緩和というか、何でしょう、そういうふうになってきて、当人以外は極力休まなくていいみたいな、そこにマスクが関係しているんじゃないかなと。

これが、結局はうつるうつらないとかそういうことじゃなくて、ちょっと大人の事情で子どもがマスクを着けているんじゃないのかな。着けているんじゃないのかなというより、着けようねと言わざるを得ないのかなと思っけています。

そういうようなこた、実質自由みたいに見えていても推奨と言わざるを得ない。これを解決するには、解決してほしいと思っけてる人も結構いると思うんです。もうマスクなんてしたくない、子どもにさせたくない。これを解決する方法が、今の大人の事情を勘案すると、5類にしてもら以外に見えないのかどうかみたいなこたを、見解としてお聞きしたいと思っけています。

次に、4番目、5番目。マスク着用のデメリット、また、それについての着脱指導ということなんですけど、要望書にありまっけており、熱中症対策について、大変、保護者の方は気にされています。

そういうような、時期的にもそういうニュースがかなり出ていますし、体育の時間だけじゃなくても、いろいろなところで子ども自身が熱中症のこたを、子どもと

いうより、大人でも本人が分かりにくいので、周りが対応するしかないのかなというところで、実際、厚生労働省でも、感染症対策も重要だけでも熱中症対策を優先して下さいという、そういう通達というかガイドラインになっていると思います。

それを踏まえて、要望書の内容は、校外活動や運動時のマスクを外す指導をして下さいと。運動時のマスク、校外活動です。保護者等の希望が仮にあったとしても、熱中症対策上必要なんだと思えば、外すよう、熱中症対策を優先するようにして下さいと。

もう1つ、熱中症対策とマスク着脱について、できれば地域の住民さんにも広く周知して下さいと。これは要望書の内容にあったと思います。その理由は、ちゃんと分かっている、現場で分かっている人がやっている、これ当然なんですけど、やっぱり多くの人にも理解してもらわないと、マスクを着けてへんのはどういうことやねんという連絡が来たとしても、それって余分なやり取りになりかねないですし、実際そういうことは多分あったと思いますので、そういうことがないように、現場だけじゃなくて、多くの人にこういうようなことを周知してもらおう。

この質問もそのためも目的としてあるんですけども、と思っていますが、要望書が出てから、この要望書の内容についてどのようにご対応いただいたかというのを教えていただきたいと思います。

そして、外せるところは外してほしいということから、この配付資料にあります、「着けてよし！外してよし！みんなよし！」と、滋賀県から出しているものを参考に、どのシーンだと外せるのかというのを一応確認しておきたいと思うんですが、これは福祉保健課にお答えいただくことになるのかも分かりませんが、外で十分な距離が取れる場合はマスクが不要ということで、実際、学校現場と照らし合わせながらなんですが、スクールガードさんまたは交通立番さん、これ結構子どもに触れる、触れるというのは子どもの目に触れるという、子どもを見ることもあるし、子どもから見られることもあるんですが、の方々は基本的に原則不要と考えていいのか。また、最近のニュースで、図書館でも、もう黙読するなら外してもよいというニュースがありました。

それと関連してですが、大人がそういうものを発信するようなイメージで、じゃ、ここにいる皆さん、私以外、ちょっとおとなしい座って下さっていると思うので、発言者以外はガイドライン上は外せるのか。この議会の申合せで決めるというのは自由だと思うんですけど、ガイドライン上、こういう現場でも外せるのかというのをお聞きしたいです。

昨日とか今日とかかなり暑くて、熱中症が心配なんです。ここは飲物を飲めないですし。なので、マスクがないだけでも大体は楽になると思って発言しています。

次に、この左下に、未就学児はマスクが不要。マスクが不要な場面に未就学児と

書いてあるんです。園内外問わずと書いています。この下には、2歳以上の子どもの着用は一律には求めていませんと。2歳以上の子どもの着用は一律には求めないという意味がちょっとよく分からないんですけど、2歳以上の子どもの着用を一律には求めない。これがどういう意味か分かれば教えていただきたいのと、あと、未就学児は園内外問わずということは、幼稚園・保育園は原則マスク不要と考えていいんでしょうかということです。

ここが、子どもは重症化しにくいというデータと、あと、先ほどからお答えいただいたマスクのデメリット。子ども発達の、言語的に、表現的な発達、特にそういう年齢の子たちがマスクで顔を隠してしまうということのデメリットを踏まえて、強いるべきではないという意味合いであれば、幼稚園・保育園はノーマスクでオーケーなのかなというふうに解釈できる表なんですけど、この辺が分かれば教えていただきたいと思い、幾つか質問しました。よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（福田文彦君） ただいま、野矢議員のほうから、マスクのことに関して何点かご質問を頂きました。

まず、1つ目に、2類相当、5類相当、濃厚接触者の規定に当てはまるからやというような、確かに、濃厚接触者に該当するという県のページでもマスクのことが結構載っているので、その辺は確かに、以前、こんだけ、オミクロン株の前の時点はもっとマスクをとということで、確かに今おっしゃるように状況も変わってきてるので、一方で、マスクを着けることよっての対策も分かっていたので、そういうふうな判断もされているのかなというふうには思います。

ただ、一方で、5類に変更するということにつきまして、確かに全国の知事会でも、確か5類相当へというご意見とかご議論をされているということもあるかとは思いますが、ただ、この5類相当に変えるということにつきましては、確か滋賀県知事のご発言にもありましたが、確かに今回のオミクロン株で2類相当にしておくだけの理由もなくなってきたのも大体分かってきたと。

ただ、一方で、これからの変異株やとか、どういう状況になるか分からないので、早急に5類に見直しするというのも一方で考えたほうがいいのかとちゃうかというふうなご発言もあったということもありますので、直ちに今、5類へ下げるといふことの議論がまだなされているのかどうかというのは私も把握しておりませんが、そういう懸念もあるということは、知事の発言からちょっと取れるのかなというふうには思っていますし、5類になってくると、例えばインフルエンザのワクチンもそうですが、今やったらワクチンは希望される方は打てるというふうに国が確保してしていますが、そういう、お医者さんの受診とかも含めて、5類になってくると、その辺がある意味インフルエンザと同じになるので、そういう保障がなかなかしづ

らいなというのもあるので、そういう意味からすると、今このことについて5類にということとはなかなか難しい。もうちょっと大きく見ていかなあかんのかなというふうに思っているところです。

それともう1つ、シチュエーションというかシーンでどうするのかということでございます。まず、スクールガードさんがどうかということでございますが、確かに、私どもが直接スクールガードさんをどうせよということを決めるわけでは多分ないと思うんです。そこは、先ほどもありましたように、着ける着けないの判断をどうするのかというのを考えていくのはご本人さんやと思うんです。

ただ、確かに見た目というのもあるのかもしれないけれども、スクールガードさんとしては、多分、会話、朝からおはようとか、もされることもあるので、このオミクロン株は、これ新型コロナはそうですが、要するに無症状で感染しているという場合があるので皆さんマスクを着用して、自分がかかっているかもしれないけど症状がないから人に迷惑をかけたくないというのもあるので着けられることもあるので、その辺、一切会話もなく、じっと立っているだけという場合とはちょっと違うので、その辺はどうぞ判断していただけるのかなというところかなというふうに思います。

あと、議場とかにつきましては私どもで判断できることではないので、ここは議場ですので、議長のご判断とか皆さんでご議論いただいてということになりますし、やはりマスクのことについては、飛沫を飛ばさないということもあるので、当然、発言者としてはするのかなというふうには思っているところでございます。

あと、2歳以上の子どもさんの着用は一律に求めていませんということで、以前から2歳以下の子どもさんについては、子どもさんの状況から着けないほうがいいとか、着けなくていいというふうに言われていました。今回、厚生労働省のアドバイザーボードのほうからも提言みたいのがあるので、資料として上げられているんですけども、2歳以上の未就学の方についても、考え方を明確にして、一応次のような体制が考えられるということで、熱中症のリスクが高い場合は登下校時にマスクを外すように指導するとか、ただ、十分な距離を取って会話は控えるというようなことがあるのと、屋外のこと、確かに鬼ごっことか、これに書いてあるとおりなんですけど、そういう意味から2歳以上も今回、一律にはマスクを求めないというふうに。以前は2歳以上の児童についてはマスクを着けて下さいねとか着けましょうみたいな、多分ご発言があったんやとは思いますが。ちょっとどこに書いてあるかは覚えていないんですけども。

そういうことから今回は、未就学、2歳以上の子も含めて未就学の子どもさんについては一律に求めないということが、改めて今回の厚生労働省のアドバイザーボードの中の資料として上がってきているということで、こういう県のほうの資料

として上げてこられたのかなというふうに理解させていただいているというところでございます。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 再質問を頂きましたので、状況も含めてお話をさせていただきます。

まずもって、5月19日には、子どもたちの熱中症も大変気になる時期でもありましたので、「新型コロナウイルス感染防止のためのマスク着用による子どもの熱中症対策を徹底することを求める要望書」というふうなタイトルで有志の方から要望を頂きました。大変、子どもたちのことを中心に考えてくださっているということで、大変ありがたいことやなというふうに受け止めていただきました。

ちょうどその頃、暑くなってくる時期でもありましたので、マスクがとても気になるなというふうなこともありました。ただ、感染レベルは2の段階でもありましたので、十分注意しながらというふうな状況の中での要望を受け止めたということでもありました。

内容的には、議員さん言ってくださったとおり、登下校中の対応とか、屋外活動、それから体育・部活動のときの対応、さらには、保護者が希望したとしてもというふうな要望事項もありましたし、地域住民への周知というふうなことでの要望もあったところでございます。

それを受けて学校のほうに、こういった要望が出されましたよというふうなことを、学校・園のほうに連絡するというふうなことで、学校・園のほうでは、学校のホームページに載せたり、あるいは学校だよりに載せたり、あるいは町のほうであります「すぐー」と言って、ネット配信の情報で学校教育課のほうから流すというふうなことで連絡をさせてもらったところでございます。

ただ、町のほうのホームページということもあつたんですけども、一番やっぱり保護者、地域の皆さんのお子どもたちにとって身近なところというふうなことでの媒体で、先ほど言いましたような媒体を通して周知をさせてもらったというふうなところでございます。

そのことについて、登下校中マスクを取ってるやないかというふうなことで、学校のほうとか、あるいは教育委員会のほうに苦情があるというふうなことについての声は、今のところ頂いていないというふうなところでございますので、地域の方もそういった目で子どもたちを見詰めてくださっているんじゃないかなというふうに私は理解しています。

その中で、ホームページの中でもいろんな流し方があつたんですけども、こういったことがあります。「一方で、マスクを着用していないと不安に思う子もいることは確かですので、着脱の判断を他人に強制することではないということも指導

していきたいと思います」と。つまり、国からも度々、いろいろの間、通知が来ているんですけども、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒に対して、希望する児童生徒に対して適切な配慮が必要ですよというふうな通知も来ているところがございます、学校のほうでも呼びかけはしているんですけども、一律に外しなさいというふうな形の活動にはしていないというふうなところでございます。

状況として、今日の今朝の状況でございます。日野中の、朝、たくさんの方が挨拶運動に立ってくださっているんですけども、中学校の登校の状況として、どうでしょうか、約1割の子どもたちがマスクを外して登校するというふうな光景でございました。大変アバウトな状況ですけども、中学校のほうに上ってくる生徒さん、分かりますか。必佐とか南比都佐のほうから上ってくる生徒さんが着用していないというふうな子どもさんが多かったかなというふうなことを思います。

つまり、登下校中に息を切らして、暑い中、一生懸命自転車をこいでくるというふうな子どもさんについては、自分の判断でマスクを外して登校するというふうな姿勢が見られたんじゃないかなといったことを思いますので、一番は、やっぱり子ども自身が自分の体調管理も考えて、熱中症にならないように、自分で判断して自分で行動するというふうなことをこれからも大切にしていける必要があるかなというふうに思っています。

それからもう1つ、要望を頂いたときに、先生のほうが積極的にマスクを外して、こんなふうに外して、はい、体育やるよというふうなことで見本を見せて下さいというふうな話があったところがございますけれども、これについては、国のほうからガイドラインがありまして、その中の一文でございますけれども、原則、教職員は活動中はマスクを着用することというふうな文言がまだ今も、最新の情報で、まだこれから変わるかも分かりませんが、残っているところでございます。

ただ、これについては、その場その場の状況に応じて変えていかなければならないかなというように思いますし、ワイヤレスのマイクをつけて、自分の声を普通の声で体育館中に響き渡らせるというふうな、そういうふうな器具もありますので、そういったことも使いながら対応していく必要があるかなというふうなことも思いますし、ちょうど今、体育の時間については、水泳の指導が始まりましたので、そのときもマスクを着けてというふうなわけにはいきませんので、臨機応変に対応していこうというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） ただいま、野矢議員のほうから、幼児保育施設の原則マスクを不要と考えてよいかというふうなご質問を頂きました。

5月23日の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更というのが

ございまして、それによりますと、小学校就学前の児童のマスク着用については、2歳未満は引き続きマスクの着用は勧めない、2歳以上はオミクロン株対策以前の新型コロナウイルス対策の取扱いに戻すということで、保育所等では個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないというふうになっておりまして、それに基づきまして、保護者の方々にも園から、子ども支援課として保護者の方に通知を出させていただきました。この対処方針の変更によって、就学前の幼児にはマスクの着用を一律には求めないことが示されております。

とはいいまして、保護者の方がまだまだ心配な部分もございましたし、ちょうどその頃あたりから県のほうでも感染が拡大したということもございましたけれども、「保護者様のご意向によりマスクを着けていただいても結構です」という文面と、「ただし、熱中症対策として、以下の場面ではマスクを外して過ごすように対応いたします」ということで、運動量の多い場合とかプール遊びとか水遊び、散歩等については、こちらの判断でマスクを外して活動いたしますというような通知をさせていただいたところでございます。ですので、基本的には、園内では原則マスクは不要というふうになっております。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（福田文彦君） 先ほど私、アドバイザリーボードからというふうに申し上げさせていただきましたが、確かにアドバイザリーボードでもそういうような提言というか資料が提出されておりますが、本来、厚生労働省から、これを受けて、厚生労働省の考え方として、先ほど子ども支援課長も申し上げましたが、そういう通知が出ているということで、オミクロン株への対応として令和4年2月からマスクの着用を保育所等で求めておられたのを、もう2月前の変更前に戻すということがこの通知でも書かれておるということでございますので、アドバイザリーボードではなくて、厚生労働省からの通知もあるということでご報告させていただきます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） よく分かりました。ありがとうございます。

まず、マスクが不要な場面ということについては、できれば図書館や議会ではルール上要らないですよと言ってほしかったんですけど、なかなかそういうのはあれなんですかね。福祉衛生的な観点から気軽に言ってもらえたらよかったかなということなので。議場のルールじゃなくて。こういうシーンではというガイドラインで教えてもらえるとよかったかなと思うんですが、そういう、言いにくいということもあるのかなとも思いながら聞いていました。

なので、図書館がいいと書いているし普通にいいんやろうなと判断はしているんですけど、みんなで決めたことでやっていきますけど、そういうふうに判断してい

ます。

園についてはよく分かりました。実際に、オミクロン株がどうこうと言われてから園のマスク着用が厳しくなったと保護者の方も結構言っておられて、ああ、そういうことやったんやなど。それで、それが原則不要になるのかという、ちゃんとそういう言葉で頂けてよかったと思います。

学校活動については、教育長、いろいろと考えを巡らせていただいてありがとうございます。先生が原則着けようというのがかなり残念なんですけど、やっぱり子どもというのは完全に自分で判断するというのはすごい難しいと思うんです。なぜなら、マスクを着けようというのも、もうマスクを着ける根拠より先に雰囲気で大人が仕掛けていって、ルールづくりの土壌をつくってしまったから、子どもが不安に思うというのは、マスクを着けないと仲間外れになったり、誰かに指摘されるのが嫌でマスクを着け始めたとする、今度、全く逆で、不安に思っているというのが、確かにマスクを外すことによる何か感染とか、もしくは今まで顔を見せていなかったのにとか、いろいろあるかもしれないですけども、不安な要素というのは、ただ、あるだろうと想定されるのは、自分から率先して外すことへの不安というのはやっぱり大いにあると思っています。

そういう意味で、大人が見本を見せてほしいというのはやっぱりそこだったので、それを先生方がルール上できないということであれば、ルールが何とかできひんかなと思いますけど、できれば大人も見本を見せたいなど。この議場でも見本を見せられたらいいなと思っています。

一般の方、これ今、子どもの話題でしてはいますけども、普通に暮らしておられる方が、どこで着けて、どこで外していいのかという判断を、こういう見られている立場の行政職員であったり議員であったり学校職員さんであったりが見本を見せられるといいなという、その1つで議場の話をしたんですが、なので、そういうことをちょっとまた頭の片隅に置いて考えていけるといいなと思います。

これで、1つ目の質問は終わりにします。

次に、次は一問一答で、次の質問に行きたいと思います。

幼児保育無償化が実施された令和2年度以降、長時間保育需要が増加し、保育園は定員オーバー、短時間部である幼稚園は定員割れが顕著となっています。保育現場では職員不足となり、需要を満たす供給体制がつかれない状況が続いており、大変苦慮されていると思います。

令和4年度より日野幼稚園で3歳児の預かり保育が開始されました。5歳児、4歳児は預かり保育が既にあって、3歳児が新しく開始された。一方、必佐幼稚園も5歳児、4歳児、3歳児、全部預かり保育がある。一方、西大路エリアと南比都佐エリアには長時間保育施設が1つもないという状態になっております。

幼稚園利用者だけを数字として見れば、政策上、西大路幼稚園と南比都佐幼稚園は当然利用者が少なくなって、また、単年度の数字だけ見て判断していったら、保護者の希望とは乖離した施策になる可能性もあるなど。要するに、これ要らないんじゃないかという数字になっていくということです。それは地域の保護者とかが望んでいるものではないということです。

今回は、日野町の特徴を生かした日野町らしい教育、小規模園・校の在り方を考えていくことを目的に、西大路幼稚園の体制を例に挙げながら、まちづくりの観点も交えて、一問一答で質問したいと思います。

以下、令和3年度から4年度に係る西大路幼稚園体制についてと題しています。

前段として、西大路幼稚園は昨年度途中から先生が1人お休みになりました。もともとぎりぎりの体制で1人お休みになって、助っ人先生が確保できないということで、年少・年中がそこから最後まで合同保育状態であったと聞いています。

保護者アンケートが行われた際には、今後こんなことがないように担任をつけてほしいと、そういうような希望を持って答えられた保護者がいたと聞いています。

去る3月23日、年度末に、令和4年度の西大路幼稚園体制は、今年の西大路幼稚園体制は、年少と年中を合同保育にするという決定が在園児保護者に知らされました。2年連続ということです。

昨年度、園の都合で合同保育であったとするならば、この翌年も合同保育という決定に大変驚いたという声を聞きました。大変驚いた結果、即座に動き出して、3月27日、保護者から日野町へ説明を求める請願書が出されました。3月31日には、一部の保護者、言うたら、その要望書、請願書を出した関係者、そこで集まれる人に行行政担当者から説明を実施していただいたという流れかと思います。

ここで1つ目の質問なんですが、現在、令和4年度の西大路幼稚園体制はどのようなになっているのか教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） ただいまご質問いただきました令和4年度の西大路幼稚園体制についてでございます。

令和4年度の西大路幼稚園の体制につきましては、園児数は、3歳児2名、4歳児7名、5歳児4名の合計13名でございます。職員体制につきましては、園長、各学年担任教諭を1名ずつ配置し、用務員の5名体制で園運営を行っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） それぞれ担任がついてくださっているということで、これはいわゆる要望を受けて合同保育ではなくした、それで担任制になったということでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） 今、経過的にご説明をいただきましたとおり、当初は、こちらは複式のほうで進めたいということでご説明をさせていただいておりましたので、それでは保護者の意見等、子どもの育ちに影響が出るというような声を頂きました。こちらとしましても、十分議論をしまして、最終的に各学年の担任を設けるということで判断させていただきました。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） それぞれのクラスに分かれて、それぞれの担任がきめ細かく見てほしいと、こういう要望だったと思いますので、それがその形を取られて、それは喜んでいるところです。

ただ、ここで体制について聞いていきたいんですが、私も子どもが2人、幼稚園をもう出まして、その経験上、幼稚園の人員配置というのは、小規模園の場合ですと、園長、用務員さんがいて、年少、年中、年長にそれぞれ担任がいると。あと、補助の先生がいたかなと、私のここ数年の記憶では、記憶しています。

今回は年少・年中を合同保育にするという決定をしていたので、年少・年中クラスには、年少・年中クラスで担任と補助、担任1人と補助で、年長クラスに担任、そんな感じでイメージされていたと思うんです。なので、補助の先生を担任扱いにして、年少、年中それぞれに担任がいますよという形を取ってくださったということで間違いないですか。要望があつてから、人員増強はできないので、補助を担当にしたと、そういう流れであつているか、教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） 3月の末にそういった形で要望を頂いて、こちらも判断をさせていただきましたので、非常に職員の人員配置というところでは難しい部分もございました。

しかし、きちっと子どもにとって、担任の先生は誰かということで、きちっとそこができるよということはその中で最大限考えをさせていただきまして、なかなか補助員をつけるということは、ちょっとほかの、園全体のことから難しかったので、そこをきちっと担任としてやっていただける先生をつけるということで、人員配置を熟慮した中で決定させていただきました。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） その体制ですと、西大路幼稚園の場合、2年連続、補助の先生がいなくて。フリーの先生がいなくて、かなりかつかつかなと思うんですが、昨年とかもですと、ほかにもフリーの先生がおられない、余っていないとか、助っ人を呼ぶことができなかったから合同保育のまま進んだと聞いているんですが、日野町中の園どもも補助的な対応が取れずに、相当かつかつという認識でいいですか。

その場合ですと、いざというときの対応が、休まれたときどうするんだとか、子どもと濃厚接触者とかの関係で休まれることは多分あると思うんですけども、そういうときとか、あと、そのぎりぎりだと園の職員さんの負担が相当大きいのではないかなと推測されるんですが、そのあたりはいかがでしょう。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） 2年連続、そういった形で補助の先生がいないというような状況になっているのが事実でございます。町内どこの園もそういった余裕の中でさせていただけるような状況にはなっていないというのが現状でございます。

緊急的に何か、急に先生が休まれたりということもございますし、園の中で対応ができる場合、例えば園長とかが保育に入れる場合は園の中で基本、対応いただくんですが、どうしてもやはり人員が不足したり、例えば、散歩とか遠足の日、ほかの、園の中で行かれない低年齢児の方を見る先生がいないというような状況もございます。そういったときには、子ども支援課のほうから、保育資格を持っている職員もおりますし、ポケット等でも保育資格を持っている職員もございますので、そういったときには緊急対応としてそのように対応しております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 緊急対応はあちこちから何とかということなんですが、これは幼稚園教諭を募集してもなかなか人員が集められないということの結果だと思っ
ているんですけども、幼稚園・保育園の教諭がなかなか募集に来ないとして、来ないとしてなんですけど、ただ、例えば業務的な負担があるとすると、幼稚園の先生の負担って、現場の保育だけではなくて、例えば制作物であったり事務的なこと、電話に出る、いろんなことが事務負担も相当あると思うんですけども、そうすると、先生は来ないけれども、事務担当を募集するなり、もしくは、先日の議論の中でもありましたが、そのような経験者が、役場OBの方とかいろんなところでプラットフォームが作れるとして、そうすると相当量、ぎりぎりの中でも現場職員さんの負担を違う形で減らすという体制づくりというのは考えられるのではないかなと思うんですが、その辺は実際はいかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） 実際、今現在はそういう状況で回っているのですが、やはりこの状況をいつまでも続けていけば保育士さんがもたないというような状況もございますので、本当に、人が足りないときに保育に入れば、その分、降園後に明日の準備であるとか事務作業が残ってあったり、様々な個別対応等の事務、制作物とかもございます。

ですので、ちょっと研究といいますか検討を今後していかなければならないなど

考えているのは、今、野矢議員がおっしゃっていただきましたような保育の事務補助の雇用を、近隣市町でもしているところがございます。日野町ではまだその例がないんですが、実際にそういったことをしたら、何がどのように軽減されて、職員に相当数、どのような負担軽減が図れるかということも議論をしながら、来年度以降に何かの形で手を打っていかねばならないなというふうには考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） ぜひ検討していただきたいなと思います。

これ、何というんですか、どこかだけがというよりは、地域でということも可能だと思っていて、そう考えると、コミュニティースクールとかにも大きく関係してくるネットワークづくりなのかなと思います。これは後ほどまた質問させていただきます。

次に、2つ目の、もうちょっと、この状況になったのはなぜかということを知りたいんですが、いわゆる保育体制決定のプロセス、幼稚園の体制、保育園の体制の決定のプロセスがどのようになっているのか、簡単に教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） 決定のプロセスにつきましては、時系列的に、まず、10月に入園の申込みを受付をしまして、11月に保護者面談を行います。就労状況や保育の必要度を聞き取りをさせていただいております。

その後、保育の必要度の高い方から順番に、希望園での定員に合わせた入所調整を行いまして、1月に入所検討委員会を開催し、入園者の決定がされた後、国の定数基準に基づいて、それぞれの年齢児に応じた保育士定数および国・県で決められた加配により各園の職員数が決まります。それによって、不足する保育士・教諭の募集を行いまして、新年度の人員配置を整えていくというような流れでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 現状の流れについてよく分かりました。

ちょっとこの現状の流れが、私の感覚でいうとすごく不思議な流れなんですけど、なぜ不思議かといいますと、募集要項があってまず募集をするんですけども、今のプロセスですと、募集の蓋を開けて入園者数が決まってから職員の数と配置場所を考えていくと。そこで足りない分は土壇場で職員募集をしますと。

これかなりタイトなスケジュールの募集になると思うんですけど、そうすると、先に入園者数を多く決めてしまったら職員が足りなくなるということは当然あり得るわけで、何でしょう、一般的かどうか分かりませんが、私の感覚で言うと、まず教室という箱があって、先生の数があって、それで入園者数の上限は自然に決まると、そういう順序で、その定員数を募集して選考すると思っていたんですけど、

そうじゃないと。逆に、先に入園者数を決めるという、この根拠というのは、どういう理由でそういうふうになっているのかというのは教えていただけますか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） 入園者数というのは、その年の保護者さんから入園申込みを受けて、どこどこ園に入りたいということで、その園の定数がございますので、その基準の中で入園者数を決めさせていただいて、そこに充てられる、年齢に応じて保育士さんの数も決められていますので、低年齢児になるほど保育士さんの数が必要になってきます。

近年、低年齢児化しておりますので、さらに0歳から2歳までの保育士の数というのがそこで決まってくる。3歳児以降もどうかということも決めながら、あといろんな対応等も必要なお子さんもおられますので、そういった部分で保育士の数を決めて、その上で今現況の保育士数と、そこで足りない部分は補うというような流れでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 幼稚園等々の箱と最大の人数はある程度決まっただけだと思うので、あながち、適当に人数を決めたり取った分を全部というわけじゃないとは思っているんですけど、こんな疑問があって、例えば、西大路幼稚園が合同保育になるよという説明のときに、なぜなるんですかという、当然その質問が出ましたよね。

そのときに、人数が少ないからというのはあると思うんですけども、でも、担当制、担任制で別々にして下さいというときに、じゃ、なぜできないのかというと、そこで合同保育のほうがこんなにいいですよというよりも、どっちかという、最終結論としては人手が足りない。人数が確保できない。これが一番大きいということの返事だったと思っています。

ここで私たちが不思議に思ったのは、幼稚園とかは募集していて、年少、年中、年長と募集をしている段階で、先生は1人ずついるよねと思っちゃったんです。いるから募集をしているんやと。

ほんで、募集して、人数が、じゃ、これ10人やったら当然先生がいただろうと想定されるんだけど、その場合どうなっていたのと思うんです。これが2人やから人数が足りなくなりましたというのはどういう理屈かと思うと、後から職員の配置をするというご説明ならば合点が行くんですけど、合点が行くけど不思議なんです、この決め方のプロセスが。

つまり、入園者募集の段階で先生は十分に確保できていなかったけど、募集を取りあえずしたということになっちゃうのかなと思うんですけど、そういう認識で合っていますか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） 保護者さんのご意見というのも十分踏まえておりまして、今年、3歳児の西大路幼稚園の入園希望が3名であったということでございまして、まず、こちらとしましては、3名であるとなかなか1クラスでの運営が、子ども育ちにとっても、やはりある程度の集団、規模があるほうがいだろうということから、そこを一番の出発にして、保護者さんに来春3名ですが、日野幼稚園でも預かり保育等もございますし、預かりはちょっと今は別ですけども、日野幼稚園のほうにも通っていただくこともできますがということで、対象の保護者さんに当たらせていただいたということが出発になっておりますので、そこで実際に、先生の数というのと、またちょっとクラス運営は、こちらとしての考えとしては別々で考えていたというところもございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 先生の数とクラス運営が別々。うーんという感じなんですけど、多分ここはもうそういう説明になってしまうと思うので、次に行きたいなと思うんですけども、昨年度も合同保育であったと。そういう環境を鑑みてというふうにも思うんです、この状況は。

そのときに、昨年度のPTAの方、保護者の方にもアンケートとかをされていると思うんですが、そういうことを踏まえて、踏まえてこうなるというのは、何かそこはもう踏まえられていない、数字だけで判断して、昨年度のことは取りあえず置いておいてと、合同保育で特に何ということなくうまいこといったから、こっちもまたもう1回合同保育になったみたいな、何か昨年度のことが踏まえられていないという保護者の方の気持ちがあると思うんですけど、そういうようなことも踏まえて、当局からPTAに、例えば説明するとか、こういうようなことを、今の現状では、要望を出して、そこに集まれた熱意のある人にだけこの説明が行っていて、園の保護者の方はこの説明を知らないんです。PTA会長も知らないんです。

なので、もしかするとですけども、ああ、幼稚園って3歳児、4歳児は合同なんだと思っている人もいます、西大路の場合。でも、そうじゃないですよ、多分。

何かそういうようなこととか、ご機嫌伺いではないですけども、やっぱり、特に年中の親御さんとかですと、連続この状況という方が多いので、そのあたりの説明みたいなことはどんなふうな状況になっているのかなと気になります。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。答弁は端的に。

子ども支援課長（柴田和英君） ご指摘のとおり、こちらのプロセスといいますか、説明がきちっとできていないというのがやっぱり反省としてございます。保護者さんの意見等を十分踏まえた中で、来年度こうするというようなことが、説明が事前であれば、こういった、突然、町から言われたということにはならなかったという

ふうに思います。

その部分については十分反省をして、機会を捉えて、やはり、PTAさんが集まる1日入園の機会であったりとか、そういうふうなところでしっかりと話をすべきであったなという反省を今考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 折を見て、皆さんが不具合ないかなということは常に気にしていただきたいなと思います。

ちょっとどんどん進んでいきたいと思うんですけど、このあたりからまちづくりの観点も絡めて質問をしていきたいと思うんですけども、西大路幼稚園や南比都佐幼稚園での預かり保育というのを、実施しない、または実施できない理由というのを聞かせて下さい。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） その理由でございますけれども、今現在、長時間保育を望まれているというような状況がある中で、一方では、受け入れられる施設と保育士の確保というのが、先ほどの話じゃないですが、難しい状況にあるというのが大きな要因でございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） ほかの園で預かり保育が行われているということなんですけども、例えば必佐幼稚園や日野幼稚園の場合、エリアに保育園があったり長時間保育の場所があるという状況で、そこでできてほかのところでできないという違いが少し分からないんですけど、そこを簡単に教えていただけますか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） 預かり保育については、平成18年のときからその必要性が言われてまして、まず最初に日野幼稚園のほうで預かりをやっつけていこうと。その後もまだ待機児童等の問題が生じておりましたので、平成29年のときに必佐幼稚園のほうで緊急対策ということで、そこでちょうど必佐幼稚園の空き教室というのもございましたので、日野と必佐で預かりをしていこうという形になりました。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 6年前、必佐幼稚園で預かり保育が始まったと。これは緊急対策というのは覚えています。

ちょっと大事なことなので私言いたいんですけど、必佐幼稚園で預かり保育が始まったとき、私の子どもは必佐幼稚園にいたんです。不思議なことですけど。現状は、Uターンしてきて、西大路の家が改修中やったので日野のアパートに住んで、日野幼稚園に申し込んだら落ちて、必佐幼稚園に行くことになったと。後半は西大路から必佐幼稚園に通っていたんですけども、その翌年に必佐幼稚園で預かり保育

が始まるとなりました。

ここで伝えたい大事なことは、必佐幼稚園での預かり保育が決まったのは、募集が終わってからなんです。つまり、必佐幼稚園で預かり保育しますよと、これ当時、今、総務課長の正木さんがご説明に来られたんですけど、そのときに、必佐幼稚園にそもそも申し込んでいた人は預かり保育が受けられないわけです。募集が終わってからなので。預かり保育が始まったというのは、ほかの保育園に漏れた方が、必佐幼稚園で預かり保育を受け入れることになったと。これは保護者説明があったんです。

そうしたら、いや、それ知っていたら私らもこの粹やりたかったのと思う人もたくさんいたと。これはかなりいびつな状況やなと、土壇場やな、行きあたりばったりやなと言われても仕方ないかなと思います。今でも思います。

これが、今年、日野幼稚園の3歳児保育は同じことが起きたと聞いています。つまり、日野幼稚園の3歳児に申し込んだ人は預かり保育が受けられずに、よそから、保育園の選考に漏れた方が日野幼稚園での3歳児の預かり保育を受けることになったと。これ全く同じ現象で、その当時、現正木課長がご説明に上がられたと思うんですけども、これちょっと私の感覚がおかしいのか分からないですけど、すごい、当時、6年前既に、この長時間保育の需要の高まりとこの土壇場のやり取りがどうなのというのは身に染みていたはずなのに、計画性を持って子どもの数とか長時間保育を想像していたら、この状況がもう1回起きるってあり得ないかなと思うんですけども、その辺、もし可能やったら、何でそうなるのというのを、正木さんと、現状と、お聞かせいただけたらありがたいんですが。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） 長期的な展望を持って来年度どうしようということが早くから取組ができておれば、もう少し早くに説明ができて、こういうことが今、町のほうで課題であると、それについてはこのように今考えているということが、やはり言うべきであったというふうに思います。

日野幼稚園の今年の預かりにつきましても、その3歳児の人数が多いということは事前に分かっておりますので、そこで入園の方があふれるということもある程度予想はできておりましたので、そこでどうしようということをもう少し早めからするべきであったということは反省をしております。

実際には、預かりをすることで不承諾の方をできるだけ救わなければならないということから、保育所運営委員会でのご意見も頂きまして、そこで3歳児の日野幼稚園のほうで始めようということになったということでございます。

議長（杉浦和人君） 当時、学校教育課の課長補佐をされておった正木さん、答弁をお願いします。

総務課長（正木博之君） 当時、教育委員会のほうで、学校教育課で、幼保一元化の話とか幼稚園のほうの担当もさせていただいていましたので、緊急の預かり保育をするということで、2月に保護者説明に寄せていただいた経過がございます。

そのことで、当時、保護者として野矢議員がいらっしゃったということやと思うんですけども、やはり29年あたりから、29年度の保育所の応募は505人ありました。23年からすると1.6倍ということで、やっぱり急激に増えていて、28年度よりも保育所の50名の増ということがありましたので、そこで緊急的にということで、まずは保育士・幼稚園教諭の数が絶対的にこの当時からやっぱり不足していたということが大きいことです。

それと場所です。先ほど、南比都佐幼稚園とか西大路ということになりますと、やっぱり小規模園は教室数も少ないので、3歳児をするときも確か改修工事をしたと思います。物置を潰してヨドコウを建ててというような。この当時も、必佐の緊急預かりをするときも、保育室は物置やった部屋をわざわざ物置を全部どけて、その改修をして、トイレもそこ対応のトイレが要ということと、それから手洗いの位置とかも改修して、なおかつ保育士の体制も整えたと思っています。

ですので、先ほどの保護者の立場からすると当然なんですけど、もともと必佐幼稚園にいて下さった子も、私だってそんな働き方変えたかったわ、できるんやったらという声はたくさん頂いたんですが、あくまでも緊急対応ということで保育ニーズのある方を、必佐幼稚園で規模と教員数の対応ができるということの中でさせていただいたものです。

保育士・幼稚園教諭は今の総務課長の立場で申し上げますと、やっぱり毎年の採用を募集した中での採用を決定するのと、退職者が途中で出てくるということの調整があります。昨日のご質問にもあったように、会計年度任用職員をそこで募集してもなかなか集まらないという中で、やっぱりそこに加配のお子さんの加配の検討会議もあります。

例えば、来年度の子どもさんの数を決めた中で、保育所とか幼稚園には特別支援学級がございませんので、普通クラスの中でみんなと同じ、特別支援がいるお子さんも保育・教育する中で、そこに対する加配の検討会議をする中で、じゃ、この教室にはもう1人加配の教員を足そうとかということも決定する中での微妙なバランスの中で決定するので、どうしても決定のほうが遅れるということが考えられるのかなと思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 分かりました。この問題はかなり掘っていきたいんですけど、ちょっと都合上、これ以上掘るのはまた次回にしたいなと思います。

ただ、学校と幼稚園とか、そういったものはとても計画的にしてほしいと思うん

です。地域の人口の社会増減とかというのは地域住民の努力の差じゃないと僕は思っているんです。例えば、日野地区とか必佐地区がめっちゃ人数が増えてきて、これは日野地区、必佐地区の人がほかの地区に比べて、そんなに差が出るほど何か努力の差が生まれたのかというと、そうじゃなくて、これはやっぱり時代の流れもあるし都市計画的なこともあるし、町の政策的なことがあって、要は住民の努力をはるかに凌駕するような力でそういう流れになってしまっていると僕は思っていて、そこに、じゃ、西大路や南比都佐みたいところがどう立ち向かっていったらいいのというのを一緒に考えたいんです。

考えて下さいでは、あまりにもその流れを踏まえた上で、ちょっとずるいなと思って、これを一緒に考えていきたい。その話をまた今度します。めっちゃめっちゃ一緒に考えていきたいと思っています。

何せ、地域性を生かしていきたいと思うんですけど、地域の声がどれだけ上がるかで判断しないでほしいんです。地域の声が、これ教育と暮らしの豊かさみたいなものは、声の大きさやある種の競争で教育の質が充実していくというのはちょっと僕、不思議に思っていて、やっぱりそこは、いの一番は行政的な政策から入って、一緒にどういうふうに協力していけるかということを考えていきたい、そう思っているんです。

そこで、もっといろいろ聞きたいんですけど、取りあえずそういうことも踏まえて、柔軟化モデルというのがありますよね。この柔軟化モデルについて、その目的、十分に活用できているかということをお聞きします。

議長（杉浦和人君） 教育委員会教育次長。

教育次長（宇田達夫君） 柔軟化モデル事業の目的と、その活用状況についてご質問を頂きました。

日野町では、小規模校の児童数減少に伴い、学級人数の適正化と柔軟な学校選択を目的に、平成22年度より、本来の通学区域以外の小学校に入学・転学できる通学区域柔軟化対応モデル事業を実施しております。

具体的には、居住地によって定められている通学指定校を、特例により通学区域外の小学校への通学もできるようにしたものです。

現在、本事業を活用している、区域外から通学している児童は、西大路小学校19名、南比都佐小学校3名、桜谷小学校4名、必佐小学校6名の合計32名で、5年前と比較すると1.5倍に増加しております。

一定の活用が図られてきておりますが、今後も保護者の皆さんへ周知・啓発を行っていききたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 学級人数の適正化と柔軟な学校選択ができるというようなこと

で、大変素晴らしいことだと本当に思っています。よそから見たら、小規模校とそれなりの人数のところを選べる町に移住できるというのは、僕はすごく魅力的やなど。この町の特徴としてすごく魅力的に打ち出せるのになとすごく思っています。

そういうような環境の中で、これを、どっちかという、今、イメージですけども、消極的な運用になっていないかなとちょっと思っています。例えば先ほどの、3歳児がもう人数も少ないから日野にも行けるよと、これ逆輸入じゃないですか。この柔軟化を、どうなのこれという。

逆でしょう。よそから少人数制のところでもどだけ獲得できるかで、このPRの方向に力を入れましょうというほうが、真っ当か分からないですけど、この柔軟化モデルを活用しているなど思うんです。

そういうようなPRの、実際、場面みたいなものがどのくらいあるのかなと思っていて、その辺はどうなんでしょう。消極的な運用から積極的な活用へ、もしくはそれに対して地元民が何かできることとか、できれば一緒にということなんですけど、今、現状はどういうPRになっているんでしょう。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（岩脇俊博君） 現在の柔軟化モデル事業の運用方法についてのご質問かと思えます。

周知・啓発につきましては、就学先が、10月に就学児健診等がございますので、その頃に町の広報等を通じまして周知しているところです。

私の手元にありますのが、教育委員会にございます柔軟化モデル事業の、パンフレットというわけではございませんけども、こういった一定の説明と、あと各小学校の特徴、西大路ですと少人数教育を生かした取組の推進ですとか、そういったようなところがございますので、来ていただいたときにはこれを使って説明させていただくんですけども、それ以外となりますと町の広報というようなところですので、先ほど野矢議員おっしゃったように、この制度をいかに知らせて生かしていくかということは、一緒に考える余地があるかなというようなことを考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） ありがとうございます。ぜひ小規模校、小規模人口エリアの学区のところについては、本当にこういうことを考えながら、これが日野町らしいよさになると心底思っています。

5番目なんですけど、そういった日野町らしい特色のある学校として、地域性を生かしたコミュニティースクールというものが挙げられると思いますが、このコミュニティースクールの目指すものというのはどういう現状でしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 日野町らしい特色あるコミュニティースクールの目指すもの

についてというご質問を頂きました。

日野町ではこれまでから、それぞれの地域の特色を生かして、ふるさと学習と銘打って、多くの地域の皆様にご支援を頂きながら、学校の教育活動を進めてきたところでございます。今後は地域立の学校として、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティースクールに発展させてまいりたいというふうに考えております。

日野町におけるコミュニティースクールにおいて、学校と保護者、地域住民が課題を共有し、熟議を行い、協働しながら地域性を生かした学校運営を進めて、ひ、「ひのを大切に子ども」、の、「のびのびと、ともに学ぶ子ども」、つ、「地域の良さを伝える子ども」、こ、「地域とつながり行動する子ども」、ひ、の、つ、こ、「ひのっこ」を育てていきたいとふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） コミュニティースクールについては、もう既に始まっていて、そういう話し合い、つながりを持っていくというのが目に見えて少しずつ進んでいるかなと思って、本当に楽しみにしています。

そこに幼稚園という構想をぜひ持ちながらやっていきたいなと思います。そうすると幼稚園でも、地域の先生、地域が先生、地域の育児経験者や、また、その年代ですと、ファミリーサポートの登録者も同時に、幼稚園の保護者でありながらファミリーサポートの役割を果たしていると、そういう方も結構います。

そういうことを考えますと、幼稚園の保育体制のサポートというのは、もっと地域のつながりを生かしながら、何か充実させられるんじゃないかなと思います。事務のこともあるし、見守りもあるし、例えば遠足に行くであったとしても、結構、協力してくれる方は今でもおられるんじゃないかなと。

そういうことで、先生の拡充はもちろん進めていただきたいんですけど、無理なものはなかなかということもあるとすると、あとはその内容、現場の先生の負担を軽減するとか園児の安心感、いろんなものが地域で育まれるというようなことを目指していきたいなと思います。

最後に、町長にご質問。ご質問というか、ご意見を頂きたいと思います。

いろいろお話ししましたが、今日は教育をテーマに、特色ある地域を生かしていくことを考えてきたわけですが、日野町のよさである旧町村単位の公民館も含めてのそういったものというのは、よいつながりでありながら、ある種これから先どうなるんやろうという不安を同時に持っています、結構。

その場合に、その上で、あまり整理ができないまま違う施策が始まっていくと、コミュニティースクールまた、もしかしてまた役が増えるなどと思っている人もいるかもしれない。そういうようなこともあって、できる限り行政側がこれからどうや

っていきましょうというのを一緒に話し合っていきたいと思うんです。

そこで町長に期待することは、町のビジョンと一緒に各地域のビジョンをつくっていきっかけをつくってほしいと思います。というのは、各自治会単位の地域が、福祉会とかもそうです、地区社協、あと学校も、いろいろあると思うんですけど、どこに向かって行ったら町のビジョンに沿うのか。例えば西大路幼稚園にしたって、私たちはどうやって、どこに向かっていったらいいのか、はっきり言って分からない。ですね。

それを、町の目指すところはこうだから、役割分担として、町はここまでやって、自治会、地域はここまで一緒にやっていったら、こういう協力ができますよねと。これは、町が全部やるとかそういうことじゃなくて、これはその計画、協力の上で、地域住民が自発的に目標を持って動ける。毎年やっていることが来年につながるという充実感。これは役が負担感じゃなくて、役が次の世代につながっていくという充実感に変わっていくと思うんです。

そういうようなことで、ぜひその最初のアクションを行政側から計画的につくってほしいなと思うんですが、町長のご意見を頂きたいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 保育所、また、幼稚園について、本当に貴重なご意見を頂いて、本当に感謝申し上げますし、なかなかご希望に沿えないが続いているというのは、大変、私もじくじたる思いでございます。

その一方で、現状として、保育師の確保に大変難儀していることと、あと施設の老朽化とそのスペースの問題、それをどうクリアしていくかということ、大変、頭を悩ませております。それは、ある自治体では、もう全部潰して1つにまとめようということも当然あるわけでございます。そっちのほうが人員的にも、また施設的にもそれは効率上そうであります。

ですが、やはり、先ほどの別の公共交通のほうでも述べましたように、それぞれの地域の踏んできた歴史というものも当然あるわけでございます。そういった中でどういった形、そして、小規模的な部分のよさということも当然あるわけで。

今回の就学前教育につきましては、在り方の懇談会ということ今年度から発足させて、これから本当にまさに議論をしていこうと。そのときも、こちら側も、課長も含めてですけれども、こちら側がもう何か出来レースというのじゃなくて、それぞれの、先ほどお話しいただいたように、ご地元の方や保護者さんとフラットに、どうなったらこれからの子どもたちの環境を支えていけるかということ、本当に議論していきたいと思っております。

ですので、こちらの本部的な会議とともに、それぞれの地区でも会議を持たせていただいて、ご意見を一緒につくっていくと。その中で、その観点としてコミュニ

ティースクールというもののさらなる延長で、コミュニティー幼稚園とかコミュニティー保育園ということは、まさに私も課長に、そういった視野を含めて考えていこうということを言っています。

今までは、これは全て公立だけということも当然ですけれども、場合によっては、公立、そして地元、また、企業さんとか組み合わせて運営することだって、多分、私はできると思っています。

そういった、それが全国に事例がないからやらないのではなくて、皆さんとフラットな形の中で、これも非常にチャレンジ的なことだと思いますけれども、議論をしていって、どうやればみんなにとってウィン・ウィンの形で継続ができるのかということをまさに議論したいと思っておりますので、思いは我々みんな一緒でございますので、ぜひとも知恵をお借りしたいなと思っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） ありがとうございます。

もう質問はしませんが、何せ、今回のいろいろなところから次につながる活動にしていきたいという思いからこの話題を出していますし、保護者の方もこういう思いをほかの方が持たないようにしてほしいということを切におっしゃっています。

なので、計画性あるの、本当にとと思われるのでもう全然得じゃないじゃないですか。保護者の方も安心して、それが次に、何の不安につながっているかということ、幼保の検討会なんです。幼保の在り方検討会が本当に計画的に考えてくれはんのかというのを、この一連の流れでかなり不安感を持ってしまっています。

なので、やっぱりそこは、信用、信頼といいますか、それで地域に飛び出していくようなことのきっかけにもしていただきながら、これを本当にきっかけに、次につながっていただきたいと思えます。

私の質問を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、6番、後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） いよいよ最後の質問者です。時間が押しておりますけれども、聞かないといけないことは聞かないといけませんので、もうしばらくお付き合いのほう、よろしく願いいたします。

まず、1つ目ですけれども、国道307号と工業団地周辺道路の整備についてというところで、お尋ねいたします。

去る3月25日、生活や経済活動を支える上で重要な道路としまして、名神名阪連絡道路計画が国土交通大臣より重要物流道路の指定を受けることができまして、計画実現に向けて大きく前進いたしました。

皆さんのお手元に資料を配付していると思っておりますけれども、こちらにパネルも用意しておりますので、こちらをご覧くださいますと。

滋賀国道事務所の改築事業も令和7年の国スポに向けまして、国道1号におきましては、まず、①と書いております水口道路、②栗東水口道路Ⅱ、③栗東水口道路Ⅰ、そして、8号におきましては、④塩津バイパス、⑤米原バイパス、⑥野洲栗東バイパス、161号におきましては、⑦湖北バイパス、⑧小松拡幅、⑨湖西道路、これ真野から坂本北の間。そして、307号におきましては、⑩信楽道路で進捗中でございます。307号では記載してあるのはここ1か所だけなんです。

国道307号におきましては、令和4年度に、今度はこちらの資料になりますけれども、湖東土木事務所管内で8か所、東近江土木事務所管内で4か所、そして、甲賀事務所管内で2か所の整備計画が予定されておりますけれども、このうち日野町内においては、北脇地先におきまして路肩の拡幅に向けた路線測量や詳細設計事業、これは長年、第2工業団地さん側からも要望がずっと続いておりました、私もこの一般質問でも何回となく要望で取り上げたりもしております。

このたび、杉浦議長はじめ多くの方のご尽力によりまして、ようやく307号から第2工業団地に入ってくる道路部分の拡幅工事ということに着手していただけたものでございますけれども、それと、安部居地先の600メートルの登坂車線設置に向けた用地測量の事業が予定されているだけです。

この登坂車線につきましては、当初、私は大谷の交差点までずっとつけていただけるのかなと、安部居のあたりから、とっていたんですけども、よくよく聞いてみますと、東りのところから鳥居平新田に入ってくるところも、本当に角のところ、ちょっとゼブラゾーンをつける程度みたいな感じになるということで、ちょっと残念な気もしておりますけれども、それだけなんです。

国道307号の日野町内の路線につきましては、これまで、平成15年から17年度に、国道307号・477号特定交通安全施設整備事業として松尾北交差点を中心に4車線化工事が実施されたことと、奥田工務店さんがあるところ、あそこの交差点が4車線化されたということと、平成18年度に国道307号の交通安全施設整備（1種工事）としまして別所地先に600メートルの歩道が新設されたこと、平成22年度にグリーンバイパスが無料化されたこと以外に大きな改良整備が全く行われておらず、通勤時や積雪時の渋滞や安全確保につきまして、日野第1・第2工業団地やダイフク滋賀事業所さん、地域住民の皆さんからも、長年にわたって整備や迂回路の設置要望が出されておりました、私自身も議会の一般質問や産業建設常任委員会、予算特別委員会などで過去に何度も取り上げさせていただいております。

これらを踏まえまして、国道307号の日野町内の路線と工業団地周辺道路の整備について質問させていただきます。

まず、1つ目ですけれども、県内各地で令和7年の国スポに向けまして一斉に道路整備が行われているようです。

まず、最初に建設計画課長にお尋ねいたしますけれども、配付させていただきました資料を参照しながら、県内の各土木事務所管内における国道307号の整備計画を具体的に教えて下さい。

また、同国道の日野町内での整備計画、特に安部居地先の登坂車線に向けた計画について、現在の進捗であるとか今後の予定などについて詳しく教えて下さい。お願いいたします。

議長（杉浦和人君） 6番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。建設計画課長。

建設計画課長（嶋村和典君） ただいま、後藤議員のほうより、国道307号と工業団地周辺道路の整備ということで、まず、各土木事務所管内における国道307号の整備計画ということで、配付資料に基づきまして説明させていただきます。配付資料の2枚目のところからになります。

まず、主な内容でございますが、湖東土木事務所管内では、図面の番号で申し上げます。①彦根インターチェンジ付近における原松原線約1.7キロメートルについてですが、バイパス区間のトンネル工事が既に貫通しており、現在、道路の形にする整備が進められています。また、歩道整備として、②多賀町では約0.4キロメートル、⑥甲良町で約0.5キロメートル、⑦愛荘町で約0.6キロメートルの整備予定があり、⑧愛荘町では交差点改良約0.4キロメートルの整備予定があります。道路拡幅工事や設計業務が順次進められているところでございます。

続きまして、東近江土木事務所管内ですが、①東近江市の祇園から池之尻町までの平柳バイパス区間の道路改良約5.0キロメートルに向けて予備修正設計が進められており、②道の駅、愛東マーガレットステーションでございますが、防災関連工事が予定されています。日野町におきましては、③第2工業団地の北脇交差点の路線測量および詳細設計約0.3キロメートル、また、④安部居地先の登坂車線の用地測量約0.6キロメートルが予定されています。

続きまして、甲賀土木事務所管内におきましては、①水口町秋葉の交差点部について詳細設計を予定されているほか、②信楽町牧から柞原までの長野バイパス区間約6.8キロメートルの道路整備として、橋梁、のり面整備、盛土工事等を進めるとともに、並行して用地買収業務を進められています。

日野町の安部居地区の登坂斜線設置の状況につきましてでございますが、昨年度に、滋賀東りに入る交差点から安部居地区側において境界確認業務が実施されました。今年度は、交差点から大谷側の境界確認業務を実施される予定です。なお、この区間につきましては、計画区間としては、あの東りさんの下から上のほう、約600メートルほどの区間に一応なっておりますが、今後その状況も見守る必要がございます。

それで、この大谷側の境界確認の業務の中でですけれども、土地所有者が共有名義である上、全ての方が亡くなっておられまして、相続が発生しており、かなりの多い人数と聞いております。滋賀県からは、できる部分から取組を進めていきたいというようなことで回答を頂いているところです。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 詳しく説明していただきまして、非常によく分かりました。

各土木事務所の管内整備の箇所を見ますと、資料を見ますと、湖東土木事務所では、①の彦根インターから外町にかけて、この辺はもういつも渋滞しておりまして、あっちへ向けて走っていくと本当にうんざりするところですけども、ようやく急ピッチでバイパス工事が動き出したということで、多賀町とか愛荘町でも歩道の整備であるとか交差点の改良とかを行われるということで、また、甲賀土木事務所管内では、水口や信楽でも歩道の整備であるとかバイパス計画が次々に行われるわけですけども、なぜか東近江土木事務所の資料を見ますと、今、課長おっしゃっていただいた旧愛東町のマーガレットステーション北側の池之尻のところですか、バイパス計画が動き出しているようですけど、本当に目立つのはそれだけでして、あとはもう先ほどのお話にありました、北脇の工業団地に入る部分の拡幅300メートルですか、路肩の拡幅に係る測量と詳細設計、あとは鳥居平新田に入ってくるころの、今、600メートルというふうに伺いましたけど、この600メートルの登坂車線の、登坂車線というか、もうゼブラゾーンというふうに伺っておりますけれども、この設置があるくらいで、本当に目立ったものがないんです。

なぜ東近江土木事務所管内だけ、このように道路整備の計画が少ないというか進まないのでしょうか。もし分かれば教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（嶋村和典君） まずは、各土木事務所管内でそれぞれ取り組まれているという部分で、東近江土木事務所が少ない理由というのは正直ちょっと分からない状況でございます。

ただ、県における道路計画の中で、やはり交通量とかいろんな緊急度を見た中で、ほかの市町におきますと、国道1号、8号とかがございます。あとまた、307号の現在の部分を見ておられますと、比較的交通量が多いところとか、そういったところが中心になっておるのかなということで感じておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 道路整備というか、道路を直すことだけじゃなくて、草刈りにつきましても、以前、町民さんとの議会報告会の場でも指摘されておりましたように、甲賀土木事務所の管内に行きますときれいに草が刈れているのに、突然、東近江の間に入ると草がぼうぼうだと。聞くと、向こうは年2回ぐらい草刈りしてもら

っている。こちらは1回しか草刈りしてもらえていないと。

こういうこともあったりして、東近江土木事務所の管内は非常に、住民さんからどうなっているんやという声をよく聞くわけでございますけれども、ぜひその辺も、交通量の関係もあるかもしれませんが、現状をしっかりと町のほうからも県のほうに言っていたら、少しでも改善されていくようお願いしたいというふうに思います。

今、北脇の道路の路肩の拡幅のお話をしておりましたが、そこからもうちよつと行ったところに、今度、こっちから行くと左手側ですけれども、東近江市が設置されます布引の森ですか、できつつあります。今、工事されておりますけれども。

ここに曲がっていくところの入り口になる307号との接続点、何とか清掃センターに行く道のほうから分かれていくようにできないかとかいう話もしておりましたが、結局のところ、これ専用の道、接続点がまたできてしまっているわけですけれども、これに対しまして、平成29年6月定例会において、当町議会は（仮称）布引の森整備に伴う国道307号出入口の安全対策を求める意見書というのを決議しております。

住民課にお尋ねしますけれども、その後、この意見書に基づいた安全対策は取られたのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 住民課主席参事。

住民課主席参事（奥野彰久君） ただいま、後藤議員さんのほうから、（仮称）布引の森整備に伴う国道307号出入口の安全対策を求める意見書のご質問を頂いております。

こちらの内容につきましては、国道307号の当路線は、通行車両が多い上、急勾配やカーブで視距が悪い、見通しが悪いということ、また、この区間には複数の公的施設等の出入口があることなどから、当該施設の出入口の安全性が担保される道路環境となるよう検討を求めるものとなっています。

東近江市では当該施設出入口について、道路管理者、東近江警察署等と協議をされ、現場のほうでは右折レーン設置位置の検討や「出入口有り、対向車注意」の路面標示、また、出入口注意の看板、カーブミラーの設置などの交通安全対策を講じられているところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 場所的に、確かに勾配もきついですし、できることは本当に限られているとは思いますが、もうかなり進んで工事完了しているところもあるわけですが、ぜひしっかりした安全対策を、事故が起きてからでは遅いので、取っていただきますように、町のほうからもぜひ要望していただきたいと思っておりますので、こちらのほうよろしくお願いたします。

昨日今日とずっと、一般質問に立たれた議員さんたちがわたむき自動車プロジェクトについてお尋ねしていらっしゃるんですけども、私どもも桜谷で暮らしておりますので、ダイフクさんとか、工業団地に向かう自動車による渋滞というのは非常に身に染みているところですけども、このダイフク滋賀事業所さんの周辺の通勤路につきましては、もう数十年も前からずっと、渋滞緩和や交通安全確保のための信号機の設置であるとか迂回路の整備、また、路線拡幅などの要望が出され続けております。

これらの渋滞緩和というだけではなくて、やっぱり生活道路ですので、人も歩いておられますし、ふだんの日常のいろんな買物であるとか送り迎えに使っていらっしゃる道路でもありますので、事故もやっぱり起きておりますし、こういったことを回避する意味でも、渋滞緩和だけじゃなくいろんな要望が出ていると思いますけれども、これまでの経緯と、なかなか実現に至っていない主な要因などを教えてくださいたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（嶋村和典君） ダイフク滋賀事業所周辺の渋滞緩和や交通安全確保についてですが、まず、信号機の設備につきましては、交差点が近接しているということで、前後、中在寺の信号と安部居の点滅信号、こちらがございますので、公安委員会から新規の設置は困難という回答が出ているところです。

次に、迂回路の整備についてですが、以前にも幾つかご提案を頂いているところではございますが、現時点では安部居地先に迂回路を新設することにつきまして、引き続き研究してまいりたいと考えているところでございます。

道路拡幅に関しましては、ダイフクさんの裏側の県道石原八日市線の左折レーンの計画に伴う町道野出山本線の改良につきまして、今年度、県と同時に設計業務を進めていく予定になっておりますので、ご理解のほう頂きたいと思います。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） この部分の渋滞緩和に向けましては、今までも何度となく私も取り上げてきておりまして、今、課長おっしゃっていただいたように、以前は図面を用いまして、迂回路をこんなふうにつけたらどうでしょうかというご提案などもさせていただいたわけですけども、確かに信号がすぐにございますから、連続して信号ということになってしまいますので、信号機の設置というのも現実、難しい部分もあるのではないかとというのは私も理解できますけれども、今、引き続き研究も、その迂回路につきましても、していきたいということをおっしゃっていただきましたけれども、あれから1年半ほどたっておりますけれども、その間も研究というのはしていただいていたのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（嶋村和典君） 研究の部分でございますが、この間、公共交通での取組の関係もでございます。いわゆるダイフクさんの通勤等の渋滞緩和という部分、ちょっと道路計画と交通と合わせた中で、その状況も見ながら進めたいと考えてはおります。

ただ、ここの部分につきましては、国道のいわゆるバイパス化とか、あと、もう少し距離は長くなりますけれども、中在寺から石原鳥居平線のほうに抜けるような部分とか、ルートのな部分はいろいろこう考えたりということはしておるところでございますが、具体的なところまでの検討までは至っていない状況でございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 名神名阪の話もありますけれども、随分先の話ですので、それまでは今の307号を幹線道路として、物流道路、生活道路、合わせて使っていかないといけないわけですので、何とか、今、研究もしていただいているということですので、渋滞緩和に向けて、迂回路を含めて、また検討していただきたいというふうに思います。

次、商工観光課長にお尋ねしたいんですけども、通勤時の渋滞緩和に向けましては、ダイフク滋賀事業所さんサイドのほうでも様々な取組をしてくださっております。

その中の1つとして、先ほどからもいろいろ、時間差をつけて通勤するとか通勤用のバスを出していただいと聞いておりますけれども、その辺の具体的な例と効果が分かれば、こちらで分かる範囲で教えていただけたらなというふうに思います。

また、企画振興課長に、本当はわたむき自動車プロジェクトでの通勤に公共交通を使用してもらうなどの実証実験の効果をお尋ねする予定でしたけれども、これはもうほかの議員さんが聞いていらっしゃるしますので割愛させていただきますので、商工観光課長、お願いいたします。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（園城久志君） ただいまご質問を頂きました、ダイフク滋賀事業所さんにおきます具体的な渋滞緩和に向けたお取組でございます。

まず、今、議員おっしゃっていただいた、1点目には通勤バスの運行をさせていただきます。そして、2点目に時差出勤の導入、3点目に事業所周辺の通勤ルートおよび入場門の指定ということをしてまいります。

1点目の通勤バスの運行につきましては、これ具体的には従業員さんの通行車両を減らすということを目的に、近江八幡駅から事業所、また、日田の社員寮から事業者までに通勤バスのほうをダイフク滋賀事業所様が借り上げて運行されているものでございます。

2点目の時差出勤の導入につきましては、通勤時の交通集中を分散させるために、従来は全て8時30分始業のところを、部署によっては8時45分始業に始業時間を変更して運用されているものでございます。

3点目の事業所周辺の通勤ルートおよび入場門の指定につきましては、特に国道307号の安部居地先の事業所入り口のほうで、ちょうど東近江から来る右折するところの右折渋滞が以前ありましたので、それを避けるように、従業員さんの居住地によって、その手前のところで曲がる、諸木大橋のところを曲がって農道に行くというような、そんなようなことを従業員様の居住地によってルートを指定したりということで、そのようなことで渋滞緩和をされているようでございます。

効果でございますが、これらの取組によりまして、今も、現在も307号につきましては渋滞は残っているものの、通勤ラッシュ時の総交通量の緩和にはつながっておると思っております。また、安部居地先の、先ほど申しました、ダイフク事業所入り口を起因とする渋滞というのも、現在はほぼ、朝の時間帯を見てみると、解消もされているところかなと思っております。

なお、このほかなんですけれども、退社時におきましても、国道307号に出る際および野出側の県道石原八日市線に出る際には、右折を禁止されて左折のみで退社されていることですか、あと、定時退社日ということで、部署ごとに月曜日から金曜日まで分散されて取られるということに取り組んでいただいておりますので、こちらのほうでも円滑な交通の流れになっているのかなと思っております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） ダイフクさんはかつて、もう随分前ですけれども、周辺の道路の整備に使って下さいということで、3億円ほど町のほうに寄附されたということで、今さらですけども、これどういうふうに、その後その3億円は使われたのか、お尋ねできればなというふうに思います。

今、ご答弁の中で、ダイフクさんサイドで通勤バスの運行であるとか時差出勤、通勤ルートや入場門の指定などを行っていただいて、安部居地先でのダイフクさんに向かう入り口の渋滞というのが解消されてきているというふうに伺いました。

私は朝、八日市方面に向かうときは、それでもやっぱり渋滞、あそこだけじゃなくて渋滞しますので避けて、町長のほうの、柚のほうを通りまして市原へ抜けまして、瓜生津に出るかそのまま御園のほうに抜けて行くかして出ているので、朝はできるだけあそこを通らないようにしているので、最近の渋滞状態、朝は分からないんですけれども、今度夕方、日野に向かって八日市方面から帰ってくるときにあそこを通ると、やっぱり渋滞しています、夕方は。結構な渋滞になっております。この辺の夕方の渋滞とかは、商工観光課長、把握していただいておりますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（園城久志君） ご質問は通勤時のことを書いていただいたので、通勤時のみで回答させていただいて申し訳ございません。

今の話、ダイフクさんの社員さんのご協力によりということになっているんですが、夕方入られるときにやっぱり、事業者の出入りされている業者さん等もいらっしゃるので、その方はわざわざ遠回りせずに直接近いところを回られますので、そのようなことでちょっと渋滞が発生しているということは起こっているのかなと思っております。承知はさせていただいております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） やっぱり道路が渋滞しておりますと、新たに企業を誘致しようと思っても、工業団地をいくら造っても、なかなか来て下さりません。ですので、渋滞緩和というのは非常に大事なことやと思います。町の生命線やと思いますので、その辺の渋滞もしっかりと、今、わたむき自動車プロジェクトに関連していろいろ調査していらっしゃると思いますけれども、どういう原因でそれが起こるのかというところまでぜひつかんでいただいて、対策を考えていただければというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 答弁漏れの3億円の件。建設計画課長。

建設計画課長（嶋村和典君） すみません、ダイフクさんのほうから寄附を、道路の整備にということで頂いたわけでございます。ちょうど裏側からダイフクさんへ入っていく道路の建設ということで、当時そういった部分で使っていくということも考えていたところではございますが、実は、その整備にあたりまして国のほうで社会資本整備交付金、こちらのほうがちょうどできたということで、そちらのほうで整備のほうを進めてきたということになりますので、寄附いただいた部分につきましては、おおよその部分、町の様々な事業に活用させていただいたというような状況になっているかと考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） ダイフクさんところへ至る道路の整備に使おうと思ったけど、たまたま社会資本整備交付金が当たったからということで、そうしたら、その3億円は別のことに使っていた、その3億円についての使途を、限定されたわけじゃないですけども、要望をダイフクさんのほうからおっしゃられて寄附を受けたものなのに、たまたまほかがあったから、それは別のことに使った、これちょっとおかしいと私は思います。

今から言うてもどうしようもないことですが、なぜそういうことになってしまったのか。また、そのときの議会もなぜそれに対して追及しなかったのかと、逆に私も思うわけですが、そのときに議員さんでいらっしゃった方もここにいらっしゃいますので、申し訳ないんですけど、ちょっと疑問に思うことだらけです。

次に、町長にお尋ねしたいんですけれども、計画している名神名阪連絡道路は、支障なく進捗した場合でも、先ほどお話ししていただきましたように、完成がもう今の予定でも20年ぐらい先になってくるというふうに伺っております。

それまでは国道307号を物流路線として、あるいは生活道路として兼用で使っていく必要があるわけですので、渋滞緩和は望めない状況であることから、307号の4車線化をと一生懸命おっしゃっていただいている議員もありますけれども、それも実現したら素晴らしいことやと思いますけれども、現実的に見たときに非常に難しい、それも状況やというふうに思いますので、今後、ちょっと思いますのは、北脇または中在寺地先からダイフク滋賀事業所とか日野第1工業団地を抜けて、国道477に接続する、または必佐バイパスに接続する、こういった新しい路線の計画などはできないものでしょうか、お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、北脇・中在寺地先から国道477号辺りに接続する新しいルートはどうだろうというお話でございます。イメージいたしますと、307号のバイパス的なことになっていくのかなと。

今お話しいただきましたとおり、4車線化がなかなか、まだまだ時間がかかる、進展しない状況でありまして、今回頂いたようなご提案も、今後、研究してまいりたいなと思っております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 先ほどから出ております、東りのところから鳥居平に回ってくる登坂車線の、たったあれだけの幅を拡幅するのにしても、これだけ地権者が何人もいらっちゃって、亡くなっている人もあって、用地買収もなかなかすんなりと行かないという状況で、日野町を通る307号全線を4車線化となったら、もう今世紀中無理やんかというふうに感じたりもするわけでございます。

そういう中ですので、ぜひ迂回路といいますかバイパス的なものを考えていただけたらなというふうに思うわけです。

今度、建設計画課長にもお尋ねしますけれども、今、提案しましたバイパスルートというのは、北脇・中在寺側から湖南サンライズの辺りを抜けまして、山本の新しい農道に向かっていくルートであるとか、大谷を抜けて石原へ向かうルートなんか幾つか考えられると思うんですけれども、いろんな角度から見て、実現性から見て、課長ご本人としてはどのようなルートが望ましいというふうに考えられますでしょうか、お答えいただければうれしいです。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（嶋村和典君） 国道307号のバイパスの部分でのいろんなルートということでございます。

ダイフクさんのところまで町道が来ておりまして、あとサンライズのところも、現道としてはかなり狭小な、野出山本線ですか、走っております。現道拡幅という部分でいきますとそこの部分も考えられますが、ただ、延長的にかなり距離が長くなるという部分、あとまた、いわゆる第1工業団地のほうに中在寺方面からという部分につきましては、まだ、距離的には短いんですけども、その部分については具体的に用地的にどうなのか、丸々のバイパスルート的になりますので、ちょっと優劣つけがたいなというところで現時点では考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） ぜひチャレンジングスピリッツをもって、果敢に挑戦していただきたいというふうに思います。

名神名阪は、できるとそれはうれしいんですけども、かなり前向きにも進んできておりますけれども、本当に今が今の話ではありませんし、それはそれでこれはこれですので、よろしく願いいたします。

今回、名神名阪連絡道路が重要物流道路指定を受けたとはいえ、順調にいても、先ほどお話ししたように、完成が20年以上先になってくる話ですし、それまでには乗り越えなければいけないハードルもたくさんあります。

また、道路計画が実施路線に上がってきたとしても、ダイフクさんや町内の工業団地への利便性を考えると、インターチェンジなどをつけて日野町に降りてくるような、そういうことも考えないといけないかなとは思っていますので、そういうふうに考えていくといっぱい課題があるなというふうに思うわけですけども、それまでは307号が物流道路と生活道路を兼ねているわけです。にもかかわらず、日野町内におきましては、平成17年に松尾北交差点の付近が4車線化されてから、何もと言っていいぐらい対応がされていないわけです。

よく言われますように、幹線道路はもう地域の大動脈です。これが整備されていないと、いくら工業団地を開発しても工場や企業を誘致するのは大変難しいと思いますし、それどころか、今、町内で操業されて、税収に大きく貢献して下さっている企業さんたちが、交通の利便性のよい場所に出ていってしまわれるような事態にもなりかねません。これは、今後の町の財政にも直結する問題です。

税収がしっかりと確保できれば、福祉政策も教育施策も大きく前進させることができます。町長にもぜひリーダーシップを振るっていただいて、最優先の課題として町内の道路環境整備に全力を尽くしていただくようお願いしまして、この項目の質問を終わらせていただきます。

それでは、2つ目の項目ですけど、開所予定の子ども家庭相談センターについてお尋ねします。3月議会で全協でご説明いただきましたけれども、さつき荘の跡にできるという子ども家庭相談センターです。

昨日閉会しました通常国会におきまして、こども家庭庁の設置法案が可決されまして、子どもに関わる様々な行政組織の活動が一元化できる道筋ができました。

さて、県内の児童相談所にあたる子ども家庭相談センターについて、日野町に、東近江市、甲賀市、近江八幡市、湖南市、日野町、竜王町の6市町を管轄する新たなセンターを設置し、2024年に開所する予定であると報告を受けましたが、その後、政府から、子育て世帯を包括的に支援する、よく似た名前のこども家庭センターを全市区町村に設置するため関連法案を改正するという方針が発表されました。

これを受け、児童福祉や子育て支援の体制についてお伺いしたいと思います。

まず、1つ目ですけど、県が日野町に設置を予定しております子ども家庭相談センターと、国が児童福祉法と母子保健法の改正を行って国内の全市区町村に設置しようとしているこども家庭センターは同一のものでしょうか、お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） ただいまご質問いただきました件でございます。令和6年4月に日野町に開所予定の子ども家庭相談センターとこども家庭センターについてのご質問でございます。

滋賀県が日野町に設置を予定しています子ども家庭相談センターは、児童福祉法第12条に基づき都道府県に設置義務のある児童相談所であり、今般、国が法改正により組織の一本化を進めようとしているこども家庭センターとは、設置目的や果たす機能は別のものでございまして、同一のものではございません。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 別物であるということで、そうしたら、この子ども家庭相談センターは、児童福祉法に基づく子ども家庭総合拠点としての施設であって、母子保健法に基づく子育て世帯包括支援センターとしての機能を併設するものではないという理解でよろしいのでしょうか。

また、児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点、母子保健法に基づく子育て世帯包括センターの、それぞれの役割を分かりやすく教えていただきたいと思えます。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） 日野町に今現在設置予定の子ども家庭相談センターにつきましても、この役割としましては、原則18歳未満の子どもを対象として同センターを設置するものでございます。

子ども家庭相談包括センターと子ども家庭総合支援拠点の違いについてのご質問を頂きました。それにつきましては、日野町においては、令和4年4月から日野町子ども家庭総合支援拠点設置要綱により設置したところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 管轄省庁からして今までとは違うわけですが、これ、今度、国が全市区町村に設置しようとしております、よく似た名前なので分からなくなってきました、こども家庭センター、これは物理的に何か施設を建てるというわけじゃなくて、例えば日野町でも、中央公民館という公民館はないけれども中央公民館というのを設置しているような、ああいうイメージで、そういう役割を設置するという意味で捉えたらよろしいのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） ご指摘のとおりでございます、子どもとか妊産婦等が利用しやすい形となるよう、物理的な場所の一本化等は求めず、組織が一体的で情報が確実に共有されていれば、こども家庭センターとするということを想定されております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） よく分かりました。

それでは、続けてお尋ねしたいんですけど、新たに日野町に設置されます子ども家庭相談センターですけれども、18歳未満の方を対象としているというふうに、今、課長のほうからお話を伺いましたけど、これ、どのような場合に、どのような支援を行うセンターなのでしょうか。

それと、24年開所までの住民説明なども含めたスケジュールを教えてください。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） 日野町に設置予定の子ども家庭相談センターでございます、主な支援の内容といたしましては、大きく3つ挙げられております。

1つ目は、あらゆる子どもの福祉に対して専門的な立場から相談に応じる相談機能、2つ目は、子どもの安心・安全を守るため、その身柄の一時保護機能、3つ目は、子どもが家庭に戻れない場合に、その子どもにとって最適な児童福祉施設や里親等を選定し、入所させる措置機能という、いわゆる児童相談所3大機能と呼ばれる役割を担っております。

また、開所までの住民説明などを含めたスケジュールについてでございますが、令和4年1月31日に滋賀県から地元小御門区の区長様をはじめ役員様に対して、子ども家庭相談センターの概要等について、県から地元説明会が実施されたところでございます。

今後の整備スケジュールとしましては、令和4年度に実施設計、令和5年度に施設工事を行いまして、令和6年度に開所を予定されております。

令和5年度に開始する施設工事前には、改めて工事概要等について地元説明会を実施する予定であるというふうに県からは聞いております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） ちょっと私、資料を見ておりましたら、第2期日野町子ども子育て支援事業計画というのがございますけれども、この中を見ておりましたら、2014年から2018年までの虐待の相談件数というのが載っております、これを見ると、じわじわですけれども、2014年が126人だったのが2018年には156人にまで増えてきているんです。

最近特に、日野町内でも虐待の認知数が、本当の数はそれは誰も分からないんですけど、認知されている数が増えてきているというふうに伺いますけれども、18年以降の推移を教えてくださいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） 虐待の通報件数でございますが、直近からいきますと、令和3年には291件でございます。令和2年、1つ前は264件、令和元年は239件、平成30年は156件、平成29年は142件ということで増加しているというような状況でございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 何か突然200人台になって、ぼんと増えておりますけれども、これは実際、虐待される方がぼんと増えたんでしょうか。例えばコロナなんかの影響で、ストレスとか、家の中にいる時間が長くて、子どもと一緒に過ごす時間が長かったからとか、それとも、例えば、189番に電話をしないといけないというのがだんだん浸透してきて、通報される意識とかそういうのが高まってきて、その結果、数字が増えているんでしょうか。これどちらか、もし分ければ教えてくださいと思います。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） 要因としましては、両方あるのではないかなというふうに思っております。近年いろんな社会的背景によりまして、いろんな、核家族化とか雇用の流動化等によりまして、非常に生活が大変やというようなご家庭も増えております。それが子どもにいろんな影響を及ぼすという社会的な背景もございますし、日野町の場合にはそういった、虐待を見逃さないといいますか、こういう場合には虐待になるのではないかなということで、いろんな関係機関から通報いただけるような連携も取れているというふうに思いますので、そういった地域の目も、虐待に対する考え方も非常に高い部分で、そういった通報につながっているというふうなことも挙げられるというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 虐待の問題だけじゃなくて、コロナになりましてから、いろんな社会的な状況変化によりまして、ストレスが皆さんやっぱり相当たまっている

んじゃないかと思しますので、ぜひそういうところに、行政のほうからも、優しく相手の立場になって寄り添えるようなシステムをこれからも続けてほしいというふうに思いますけれども、今、お話伺っておりました、今度新しくできる子ども家庭相談センターと、国が言っておりますこども家庭センターというのは別やということですが、子ども家庭センターについて、関連してお尋ねしたいんですけど、これまで市区町村には、今お話ししておりました母子保健法に基づいて、妊産婦ですとか乳幼児の保護者の相談を受けるような子育て世帯包括支援センターは当町でもその役割を担う機関がございますけれども、と、児童福祉法に基づき虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対応する子ども家庭総合支援拠点が並存されていますけれども、昨年4月時点で、支援センターは全市区町村の9割を超す1,603市区町村で設置済みであるのに対して、支援拠点は4割弱の635市区町村にとどまっております。

今回、法改正を行って、これら2つの機関を統合したこども家庭センターを設置することにより、情報共有が円滑に行われ、より細やかな支援を行えるようになるというふうに国は説明しておりますけれども、具体的にはどのような点が向上するのか、分かれば教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） 今般、児童福祉法等の法律案において示されました改正案の趣旨は、児童福祉分野の子ども家庭総合支援拠点と母子保健分野の子育て世帯包括支援センターの設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、双方が一体となって子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を行うというふうにされております。

具体的な改正点としましては、こども家庭センターは、子ども、妊産婦等の実情把握、関係機関への情報提供、相談支援等を行い、さらに支援を体系的にマネジメントするためのサポートプランというものの作成を行うというふうにされております。

このことによりまして、全ての妊産婦、子育て世帯、子育ての相談、情報の共有を一体的な相談として行うこと、支援の体系的なマネジメントにより様々な支援メニューにつなげていくということを目指すものでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 2つの施設、関連することもたくさんありまして、情報共有が、今までは、管轄、所管する役所が違いましたので、いろいろ難しいことがあったかもしれませんけれども、これからそういう部分でもシームレスな対応ができるかと思っておりますので、ぜひ当町でもそういった機関を設置していただけるということでしたら、できるだけやっぱり早く設置していただいて、スムーズな運用をお願いしたい

というふうに思います。

今度できます子ども家庭相談センターは、いわゆるシェルター的な役割も担っているんじゃないかというふうに思うわけですが、こういった虐待であるとかネグレクトやヤングケアラーの問題というのは、社会の構造的や環境的な変化や、少子化とか、兄弟のいない1人っ子のような子どもさんが多くなったりして、子どもを取り巻く環境というのが以前と比べて大きく変化してきているんです。

私らが子どもの頃というのは、本当に、悪いことしたら近所のおっちゃんおばちゃんからも平気で怒られましたし、兄弟とかおじいちゃんおばあちゃんがもういつもそばにいて、1人になるということはほとんどなかったわけですが、そのおじいちゃんおばあちゃんやお兄ちゃんお姉ちゃんが常に寄り添って、近所の人たちと意識的な距離が極めて近かった私らが子どもの頃と比べましたら、家庭の中で起きている出来事が周囲に本当に見えない部分が最近は多くなっているというふうに感じます。

プライバシーや個人情報保護の問題もあって非常に微妙な問題ではありますが、今、子ども支援課長、オレンジリボンをつけてくださっていますけれども、オレンジリボンの啓発とか、それも意味を知っているから子どもの虐待防止と私らは通じますけれども、まだまだその意味もご存じない方も結構あるんです。

職員さん、ヤッケというんですか、上着で裏にオレンジリボンを描いたやつをよくつけてもらっていますけれども、つけてくださっていても、チルドレンとか書いてあっても、日本語の意味とかをぜひ皆さんに広く周知していただくということも1つの大事な方法かもしれませんし、あるいは、今でもポスターを張っていただいていますけど、まだまだやっぱり少ないと思いますし、講習会などの機会を増やして、少しでも早い段階での認知、虐待などに対する対応ができるように努めていただきたいなというふうに思います。

いろんな出前講座がありますけど、どんな出前講座、農業でも何でもそうなんですけど、した後に一言、オレンジリボンの意味を伝えると、一言あるだけで全然違ってくると思うんです。特にネグレクトとかなるともう明らかに分かりますけれども、ヤングケアラーなんていうのは、本人がヤングケアラーの状況にあることを全然認識していない人が結構あると思います。

虐待の場合でも、日常化していると洗脳されちゃっていて、これ子どもだけじゃなくて奥さんでもそうですけれども、自分がその人がいないともう駄目なんだ、生きていけないんだと思いついたら虐待が虐待に映らなくなってくるので、周りの目って非常に大事やと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、3つ目の質問をさせていただきます。3つ目は、農村RMOの推進についてお尋ねいたします。

日野町のような中山間地域では人口減少や高齢化が急速に進行しており、特に、山間部では農用地などの維持管理と農業生産活動を単独で行うことが非常に困難になる集落が増えてきております。これはもう周知のとおりでございます。

このような状況が続きますと、集落単体では、農用地の保全や農業生産だけでなく、集落としての機能を維持していくことも難しくなってくることから、集落という枠を超えて広域的な範囲で支え合う組織づくりが進むよう、総合的な対策を早急に講じていくことが必要となっております。

このため、農林水産省では、各小学校区程度の範囲における複数集落を対象として、農用地の保全や、地域資源を活用した経済活動、生活支援活動の3つを手がける組織として、農村RMOの形成を支援していくこととしておりますが、この具体的な内容についてお尋ねいたします。

農林水産省の説明文を見ていると、各小学校区程度と書いてありますが、日野町に当てはめると、旧の集落程度の範囲ということですか、というふうに思います。

まず、1つ目ですけど、集落の枠を超えた農業組織づくりについては、3月定例会における私の一般質問でもお尋ねいたしましたけれども、農村RMOはそこからさらに一歩進み、地域資源を活用した経済活動や生活支援活動など、より広義での農村集落支援の取組を行う組織となっております。そこで想定される具体的な取組内容を教えて下さい。農林課長、お願いします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） ただいま、後藤議員から、農村RMOで想定される具体的な取組内容についてご質問を頂きました。

例えば、小学校区を単位といたしました農村RMOが組織されることによりまして、農用地の保全や鳥獣被害対策、そして、個々の集落の取組では解決しない、効果が表れにくい部分について、集落間で連携が図られ、集落ごとの強み弱みを補完し合うことで、より効率的で効果的な対策を講じることができ、課題解決に向けた前進が期待できると考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 農村RMOというのは農村というのが頭についておりますので、何となく農業に関連したものというイメージを持ってしまうかもしれませんが、実際には、農村部における生活そのものの支援を行う組織なんです。

国ではその農村型地域運営組織である農村RMOを推進していくため、農林水産省や厚生労働省、国土交通省、総務省、内閣府などが連携して支援体制を敷いております。

昨日の山田議員の質問でもこのRMOの問題を事細かくただしていらっしゃいましたので、私のほうで重複するところは省かせていただこうと思っておりますけれども、

例えば今、西桜谷で取り組んでいらっしゃいますまちづくり協議会、こういったものもそういうものにだんだん近い組織に育っていくんじゃないかなというふうに私は思っているわけですが、当町において農村RMOづくりはどのように行われているのでしょうか。

西桜谷のまちづくり協議会についてもそうですけれども、また、農村RMOに基づいた交付金も、当町でも取組が始まった中山間地域等直接支払交付金以外にも、最適土地利用対策や農山漁村発イノベーション対策などに活用できる農山漁村振興交付金などがありますが、これらの周知や活用状況などを教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） ただいまご質問いただきました、日野町における農村RMOづくりはどのように行われておるか、また、交付金制度の周知、活用状況についてご質問いただいたところでございます。

日野町では、中之郷地先のJAグリーン近江日野北支店の閉鎖をきっかけに、JA理事の方々の呼びかけで、昨年度、農村RMOに関する勉強会が開催され、また、今年度に入りましてからも、4月に滋賀県東近江農業農村振興事務所で事業説明を受けておられ、町の農林課もそれぞれ出席させていただいている状況です。

次に、議員からご紹介がございました、農山漁村振興交付金に関しましては、これまでから日野町のほとんどの地区では集落ごとに様々な事業への取組をいただいていた経過もございまして、広域的に集落が連携して取り組む事業について、これまでのところ交付金の活用はないところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 今つけさせていただいております資料を見ていただきますと、先進事例といいますか、4件ほど載せさせていただいておりますけど、これを見ますと、別に農業に関連したことばかりではないんです。例えば、私が暮らしております鳥居平中心に、今、おたすけカゴヤといまして移動支援をやっておりますけれども、これも1つの、おしゃべり会という団体の中で始まったことですが、こういったものであるとか、あと子ども見守りなんかをやってくださる安全なまちづくり協議会であるとか、こういったものが一体化して、草刈りであったり獣害対策であったり、一体で、結局、まちづくり、村づくりの運営組織ということです。

こういったものを立ち上げましょうということですが、実際、今、村単位ではそういうようなことをやっているところは結構ありますけれども、もうこの先、少子化も進んできますし、私の住んでおります集落を考えても、15年後に何件残っているかと言ったら、多分、半分以下になっているんじゃないかと思うんです。

70歳代後半になって独り暮らしの家と言ったら11件あるのかな、うちの集落で。40軒の集落で11軒がそういう状態ですので、もうそうやっていったら、その村だけ

で機能を維持していくというのは本当不可能に近いものになってきます。

ですけれども、残さないといけないものはたくさんあります。農地だけやなくて、いろんな施設の維持管理もありますし。よく、おしょうらいさんというようなあいう行事であるとか、いろんなお祭りや行事があるわけで、こういうものもそのうちやっぱり村単位じゃなくて、こういったRMOを中心としてやらないと維持できないような日が来るんじゃないかと思います。

でも、急に言っても、こういうのはやっぱり意識が、みんな感情もありますし、なかなかお隣の村やその向こうの村と一緒にってというのは難しいところもあるかもしれませんので、1日も早いうちから意識づけというのがやっぱり必要じゃないかなと。何かアクションを起こすことも大事ですけど、意識づけをする何か戦略といいますか、そういうものが必要になってくるのではないかなというのを非常に感じます。

これまで、農業に関しても何にしても、本当に村単位といいますか集落単位で行われてきたのがほとんどですけれども、この農村RMOの活動というのは本当に集落の域を超えまして、日野町でいうと公民館単位といいますか、そういった単位で、農作物の生産活動のみならず、農地周辺の草刈りとか水路の掃除であるとか、耕作困難地なんかの有効活用とか獣害対策、また、付加価値を高めた特産品の開発、歴史や地理的な資産を生かした地域経済活動、また、子育て支援ですとか高齢者とか障がい者などの支援、社会教育活動、結婚や就労支援など多岐にわたっているというふうに思います。

このような組織づくりを支援していくためには、役場内でも今、農林課さんにお話を聞いておりますけれども、農林課だけじゃなくて各課の連携、子育て支援とかということになると子ども支援課とか福祉保健課とかいろいろ関連してくると思いますし、横の連携も非常に大事になってくると思いますけれども、そこで、全体の司令塔となります町長に、農村RMOに対する計画や将来像を伺いたいと思いますので、お願いします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 集落の枠を超えた組織づくりについてご質問を頂いたのかなと思っております。

人口減少、少子高齢化が進む中で、従来の農業とかという部分だけではなくて、広い範囲の分野において、集落単位だけではなくて、もっと大きな枠組みも含めてやっていくということは非常に重要で、農村RMOを含め、山田議員からもご質問いただきましたような様々な形態の可能性というのが出てきているというふうに認識しております。

農村RMOについては、農林水産省を中心に各関係省庁ともしっかりと情報収集

もして、日野町でもそういった取組が進んでいけばいいなという思いも持っておりますし、そういった中で、例えばやっていきたいという思いの地域といいますか、集団があれば、本当に、丁寧にその辺の支援を行っていかせていただきたいなと思っております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） もう質問はいたしませんけれども、先ほどの中山間地域の直接支払金制度におきましても、今の堀江町政になるまでは全く手つかずの状態のうち町はあったわけです。甲賀なんかは大分先を行っておりますけれども。

そういう関連もあったりして、今、うちの村の田んぼは傾斜がどんだけやとか、そこに1ヘクタールあるとかないとかいう、うちはかかる、そっちはかからへんというので、そこばかりが今、脚光を浴びておりますけれども、この中山間地直接支払金制度にしても、これ農村RMOの中の一環の1つであるということで、そこばかりスポットが当たるのではなくて、全体としてRMOを見ていくという必要があるんじゃないかなと思いますし、直接支払金制度だけじゃなくて、先ほどお話しした獣害対策にしましても農地の集積化にしましても、また、農業以外の移動支援、子どもの見守り、婚活、子育て支援、もうみんなこれつながっております、どこかだけを切り離すということができない、それがもう田舎の生活といいますか、私たちの暮らしなわけです。

これをひっくるめて暮らしが成り立っているわけですがけれども、過疎化とか少子高齢化の中で、本当に限られた人的資源の中でこの地域の生活が継続できるように、それら全般をまとめた地域運営組織の立ち上げは本当に、大変重要であるだけではなくて、急がないと、本当にやってくれる人もいなくなって、人がいなくなってしまいますから、いけないもんだというふうに思っております。

行政としてもしっかりとそれを支援できるよう、農林課だけでなく、福祉厚生関連課をはじめ関係各課と連携していただいて、各地域にもRMOの在り方を共に考えていけるよう働きかけていただけるようお願いいたします、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 以上で、通告を受けました12名の一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして本日の日程は終わります。

委員会審査および調査につきましては、本日の予算特別委員会は、先ほど委員長から申し上げられました午後3時から開催いたしますのでよろしくお願いいたします。17日は午前9時から総務常任委員会、午後2時から産業建設常任委員会、20日には午前9時から厚生常任委員会、午後2時から地方創生特別委員会、21日には午前9時から議会改革特別委員会をそれぞれ開き、委員会の審査および調査をお願い

いたします。各委員会の招集につきましては、委員長の通知を省略いたしますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

6月27日には本会議を開き、委員長報告を求めますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

議長（杉浦和人君） お疲れさまでした。

— 散会 13時45分 —